

報に答禮して、上國の無事を報じ、且つ、十月廿二日・十一月五日、重ねて上國の無事を報じた。

御下國ニ付而其筋被成御通由候、爰許程近之儀候間、可爲御立寄と存候處、直ニ御下之由、一段御殘多存知候、乍去、久々ニて御下向之儀候條、御急之段尤存候、猶、使者申合候條、不能一二候、恐々謹言。

羽柴武藏守

(慶長四年) 八月十日

秀忠(花押)

會津中納言殿

御中

上杉古
文書

内々自是可申入處、遠路御札本望之至候、路次中、無何事御下國之儀珍重候、然者、此間大坂へ罷下、仕置等申付候、無相替儀候條、可御心易候、猶、期後音候間、令省略候、恐々謹言。

(慶長四年) 九月十四日

家康

會津中納言殿

上杉古
文書

御報令披見候、當表彌無相替儀候間、可御心安候、其元仕置被仰付之由、尤候、猶、期後音候條、令省略候、恐々謹言。

(慶長四年) 十月廿二日

家康(花押)

會津中納言殿

上杉
文書

爲見舞御折紙、祝着存候、仍爰元仕置等萬事無油斷申付候間、可御心安候、猶、於替儀在之者、可申達候條、不具候、恐々謹言。

(慶長四年) 十一月五日

家康(花押)

會津中納言殿

上杉
文書

九月廿三日、兼續は去歲移封の際、越後より攜帶せる公金を整理し、留置分と藏方渡分との明細目録を池浦・山田兩士に交附した。

池浦
文書

目録

合千參百七拾六枚五兩四リン五毛

此内

第一章 兼續の生立及び其の一生

合、八百枚、藏方相渡請取有之。

右之金判色々、就中、砂のべるり候多少有之可算用事。

残而留置分之覺

一、仁百四拾八枚 砂金のべ色々

一、六拾六包者判之切レ、砂寄色々也。

但、壹包、仁百目宛也。

此外、拾壹いんを留置者也。

以上。

慶長四年九月廿三日 兼續

池浦庄方衛門殿

山田喜へもん殿

御書集并御年譜略、
池浦文書、上杉家記

九月七日、家康は重陽を賀せんとして大坂に至つたが、會々増田長盛が來つて、前田利長、大野治長・土方雄久・淺野長政等と謀り、その日を待つて彼れに害を加へんとの企ありと密告

したので、従士を倍して登營し、秀頼に謁して賀詞を述べ、直ちに城内の石田正澄邸に入り、更に此の月下旬、大坂城西丸に移つて、攝政する事とした。越えて十月、前田利長に異圖ありとの風説を捕へて、之を討伐せんとしたが、細川忠興(忠興の子忠隆は)の斡旋と、利長の老臣横山長知の謝罪に依り、利長の生母、即ち利家の未亡人芳春院を、江戸に質とすることを條件として、十一月初旬、漸く終局した。是れ諸侯の質を江戸に納れた始である。(利長の陰謀に關係ありと目された大野治長・土方

雄久は、當時に流され、淺野長政は、日本其領邑甲斐に屏居せしめられた。) 戦史

此の如く、武力に訴へずして、利長を釜中の魚となし、豫期以上の成功をなせる家康は、尋で、當時隨一の名門で、最大雄藩たる上杉氏に向つて之を試みんとして、同一の機會を狙らつて腐心して居つたのである。

十二月、家康は石清水八幡の檢地を免じた。是れ其の社司の女龜が、彼の妾たるの故である。日本戦史

同月、家康は秀忠夫人を江戸に歸らしめた。是も諸侯の妻子を大坂に留むべしとの制を背いたものである。(藤堂高虎・本多正信の如きも後には之に倣ひ、會津征伐と)日本戦史

慶長五年

慶長五年は上杉氏の受難期であつて、會津征伐の徳川勢に對する守備配置、四隣の強國との交戦及び西軍(大坂方を西軍と稱し、徳川方を東軍と稱す)との交渉等、戦争關係以外には何等傳はるものがないので、特に徳川家康の會津征伐なる章を設けて詳述することとし、章を分けて、第一會津征伐の因由、第二兼續と石田三成、第三徳川家康の東下及び上杉氏に對する作戰、第四上杉氏の守備、第五白河に對陣後兩軍勢力範圍、第六上杉氏と伊達氏、(白石、福島、築川)第七上杉氏と最上氏、(上ノ山、長谷、粟、畑谷、酒田)第八上杉氏と佐竹氏、第九越後國內一揆、第十上杉氏と西軍、第十一上杉氏と徳川氏の和議の十一節とする。

慶長六年

慶長六年は春期より初夏の頃迄數次伊達氏の上杉領來襲があつたが、每次撃退せられた。

(第五章第六節参照)

七月一日、景勝は兼續を從へ若松を出發、廿四日伏見の邸に入つた。上杉古文書

八月十七日、景勝は、伊達・信夫・置賜三郡合せて三十萬石に滅封せられ、同月二十日兼續は岩井信能・水原親志・安田能元等に覺書を與へ、仙道及び會津の將士を伊達・信夫・米澤に移轉せしめた。此時本多正信は岡本八郎右衛門忠宗・秋元越中守富朝を遣はし、之を監視せしめ、景勝は又平林正恒・島倉泰忠に命じ、將士に給するに前食邑の三分の一を以てした。

將士の米澤に移るや、城市狹隘にして、全部を收容することが出来ないで、或は之を郷村に配置し、或は郊野に屯田せしめた。

覺

一其許を米澤へ被引移候衆之儀ニ付而本佐州右の兩人并平林島倉方被指下候能々御始末可有之候様子ハ兩人才覺可被申候條可被聞召届候相替儀候者追々可申入候事。

一米澤侍町地下町共三人へ御請取候而それ〳〵に可被相渡候先爰元ニ被相詰候衆又番替ニ被罷立候衆へ無殘所被相渡其外ハ成次第ニ在郷へ成共可被遣候案内之儀ハ

春日右衛門ニ可被仰付候事。

一、仙道在城之衆ハ伊達信夫へ被遣候、其内ニ米澤ニ家之入衆も可有之事。

一、知行之儀、跡々之三分一宛被遣候條、伊達信夫米澤ニ而取合、可被遣候、平林ニ懇頃ニ申入候事。

一、長井郡中仕置之儀ハ、萬事春日右衛門尉ニ申付候條、能々御尋候而可被仰付候事。

以上

直山

八月廿日

兼續居判

岩備州様

水常州様

安總州様

人々

上杉年譜、三公外史、岩井文書、上山庄助所藏文書

十月四日、兼續は京都に於て、聯句會を開催した。城州公略傳

十一月二十八日、景勝は伏見より直ちに米澤に入城した。景勝一代略記

十二月十五日、米澤直江邸に於いて、和漢聯句會を開き、景勝も之に臨んで主従和樂した。城州公略傳

當時、米澤の人口は凡そ六千二十七、戸數凡そ八百三に過ぎなかつたのである。鑑

慶長七年

慶長七年二月二十七日、兼續は龜岡村大聖寺に於いて詩歌會を開催した。大聖寺藏詩歌卷

十月、兼續、景勝の名代として江戸に候した。景勝一代略記、藤林年表

十一月十三日、景勝は定書を發布して、米澤及び其近郷より、人及び物の他所移行を制限し

た。東大史料編纂(第四章)所蔵文書(参照)

慶長八年

慶長八年二月十二日、徳川家康に將軍宣下があつた。更訂國史研究年表

十六日、景勝の妻武田氏京都に卒し、妙心寺塔頭隣華院に葬つた。上杉家記

二十一日、景勝は邸地七千四百餘坪を江戸外櫻田に賜はり、邸第を經始し、十月竣工した。
景勝
細記

廿八日、兼續は佐藤新左衛門が、百姓歸農に奔走した功を賞し、百石を給與して、之を獎勵した。
上杉編年文書、佐藤
新左衛門所藏文書

二月十二日、家康に將軍宣下があつたので、之れを祝せんが爲め、景勝は平林藏人佐を、伏見に遣はし、又兼續をして、本多正信を通じて、秀忠に賀詞を述べしめたので、三月七日本多正信は之に答謝した。
上杉
年譜

九月二十一日、景勝は兼續に命じ、令を下して將士を戒飭した。
上杉(第四章)
年譜(參照)

慶長九年

慶長九年二月、兼續は米澤大町札辻を基點として各村の里程を定め、又市街四方の要所の防備を嚴にして不慮に備へた。
東北之
偉人

五月五日、米澤に於て、世子玉丸の誕生があつた。母は四辻氏大納言公遠の女であるが、産

後の經過順調ならず、八月十七日卒し、兼續總監として林泉寺に葬つた。
上杉
年譜

八月十九日、兼續は郡中百姓相定覺を定めた。
上杉編(第四章)
年文書(參照)

閏八月二日、又、定書を發布した。
上杉編(第四章)
年文書(參照)

閏八月中旬、兼續は本多正信の二男左兵衛政重を迎へて養子となし、其女を配した。景勝大いに喜び偏諱を與へ、大和守勝吉と稱せしめ、一萬石を給した。但し、養子約束は慶長七、八年であつた様である。爾來、正信大に上杉氏の爲めに、幕府に斡旋に務めた。
上杉古文書、本多氏
古文書、本多家譜、
上杉
年譜

九月某日、吉川總兵衛を近江國住友村より、和泉屋左右衛門を泉州堺より召致して、關村高湯に於いて鐵砲を鑄造せしめた。
上杉
家記

十一月、兼續、丸田九兵衛の砲術を彌琢磨せしめ、又鐵砲師をして鐵の剛柔・藥の輕重を專攻せしめた。是れより將士の鐵砲稽古及び其の教を傳受するもの多く、兼續は鐵砲稽古定を作つた。
(第三章及び
第四章參照)

慶長十年

慶長十年二月二十一日、景勝は江戸を發して上洛した。

四月十六日、右近衛大將徳川秀忠は内大臣征夷大將軍に任せられ、二十六日入朝して恩を謝し、景勝は之に供奉した。更訂國史研究年表、景勝傳記

慶長十一年

慶長十一年四月、郡代春日元忠をして、金鑛其他鑛山採掘に關し、定書を發布せしめた。

(第四章第五節参照)

五月十三日、將軍秀忠は景勝に鱗屋敷を賜ひ、兼續は之に居つた。上杉家記

慶長十二年

慶長十二年三月八日、兼續京都の要法寺に於て、文選三十冊を刊行した。

八月二日、景勝は食祿千石に對する軍役の制を定めた。上杉家記、(第三章三公外史、(參照)
十月某日、法度を將士に頒つた。上杉編年文書、(第三章上杉家記、(參照)

慶長十三年

慶長十三年正月四日、兼續は重光と改名した。城州公略傳

此の年、景勝は兼續(重光)を總監として米府城外に墮瀆を掘らしめた。上杉年譜
同年秋、發令して、慶長九年八月發布の十五箇條の法度に、違背すべからざるの注意を喚起し、奢侈を禁じ、農業を勧め、放肆を戒め、重ねて農村凋落を豫防した。上杉編年文書(第四章、(參照)

慶長十四年

慶長十四年五月三日、駿府五奉行より山城守宛、上杉領内に於ける金銀吹分停止狀が到來した。是は廣く諸藩に配布して作銀を豫防する爲である。上杉年譜、(歷代古案)
十七日、是より先、幕府より常州海上の工役を命せられ、將士に課し役に就かしめたが、是

の日、兼續(重光)は平林正恒に書を與へ、其撰擇せる監使を許可し、併せて庶務を指揮した。直江山城守書
留、上杉家記

同月二十八日、兼續(重光)は平林正恒に答書し、米澤城下將士の邸宅を定め、其他庶事を執行せしめ、又下長井郷の代官須田忠長に命じ、織絹業を創業せしめた。直江山城守書(第七章)
留、歴代古案(參照)

六月四日兼續(重光)は更に書を正恒に與へ、將士の屋敷割に付き詳細の注意を與へ、又桑・青苧・綿・紅花等の重要産物に言及し、且つ信夫地方旱天の爲め稻苗植付不能との事なれば、米の移出を嚴禁すべきを命じた。直江山城守書(第七章)
留、歴代古案(參照)

此の月、直江大和守勝吉は安房守と改稱した。(第六章)
參照)

六月下旬、景勝は幕府より、上杉氏の領地米澤・福島は磽荒の地にして、家臣に與ふべき餘祿なかるべしとて、其の軍役の三分の一即ち十萬石を免除せられ、上下大いに喜んだ。是れ全く兼續(重光)の内願と、本多正信の斡旋に據る所である。兼續(重光)は其養子安房守と共にあいちやに書札を送り又正信の家宰岡八郎右衛門に書を送つて鄭重なる謝意を表した。直江山城守書留、(第四章及び
歴代古案(第六章參照))

七月下旬、江戸に於て永樂錢通用禁止が発令されたので、これに關して、米澤藩の迷惑を聞知せる本多正信は、直ちに之を兼續(重光)に通報した。之に對し兼續(重光)は景勝領中加増があつた如く、上下喜悅すとの謝狀を送つた。上杉年譜、(第四章及び
伊佐早文書(第六章參照))

九月景勝の命により兼續(重光)は其の姪大國實頼の女を養女とし、米澤に於て安房守(大和守)に嫁せしめた。是れは先きに配した實女が病歿した爲めで、本多正信は、其家臣岡八郎右衛門・原七兵衛をして江戸より送輿せしめた。上杉年譜

十二月二日、兼續(重光)の男・平八景明は江戸に於て本多正信の媒妁で、江州膳所城主戸田左門氏鐵の女と婚した。景勝大いに喜び兼續(重光)父子及び新婦に祝儀を下賜し、又本多正信及び戸田氏鐵に嘉儀を贈つた。

八日兼續(重光)は平林正恒に答書し、米・大豆の價格騰貴に付餅・酒・豆腐を禁止して、之を農村に諭達せしめ、且つ米穀の輸出に就き注意する所があつた。直江山城守書留 即ち穀物の消費節約を命じ、米の輸出を禁止した。

十五日、兼續(重光)は倉賀野長左衛門に命じ、在番近臣其他の勤勞者を賞し、奢侈逸遊者

を懲罰せしめた。直江山城(第四章) 守書留(參照)

慶長十五年

慶長十五年五月六日、本多正信は上使として景勝の櫻田邸に來り、當冬將軍秀忠の臺駕あるべきの内意を傳へたので、景勝は之を光榮とし、兼續(重光)に命じ、正信の指揮に従ひ、殿關の經營を督せしめた。上杉編(第六章) 年文書(參照)

十二月十八日(大政秘蹟は十一月五日とす)新殿及門が落成したので、二十二日正信來邸して臺臨當日の式次を定め、嗣子玉丸は景勝と共に出迎ふ事とし、又當日改名の沙汰あるべきを傳へた。其他獻品並に其の目錄の整へ方等に至る迄詳細を指示した、且つ、當日の相伴は臺命を得て定むる事、(加賀中納言、毛利中納言、伊達中將)諸役士は、悉く先格に任じ、景勝の家臣は一人も之に加へず、兼續父子・養子安房守、其他御目見の老臣五三輩の外、邸中に居るべからざるを告げた。上杉年譜蓋し兼續(重光)の發案にて膳部等も一切徳川氏臺所の出張を乞うて幕府の安心を得せしめたのである。

二十五日、秀忠臺臨し、饗應善美を盡し、嗣子玉丸は千徳と改名を命せられた。當日將軍よ

り、景勝・玉丸の他、陪臣たる兼續(重光)父子・安房守・本庄出羽守・千坂伊豆守にも下賜品があつた。(當日の飾付は、上壇床敷三幅對、立花三瓶、柳香爐。次床月湖二幅對、卓香爐。數寄屋床紀貫之小色紙、青磁磁花入、空天目等なり。秀忠の下賜品は、包末太刀一腰・守家刀一腰・左文字脇差一腰・時服五十領・銀子五百枚・綿子五百把。玉丸調見、時服三十領・銀子三百枚拜領。山城守に時服五領・銀子五十枚。安房守・平八に時服三領・銀子三十枚宛。本庄出羽守・千坂伊豆守に時服二領・銀子二十枚宛。下賜獻上品は、景勝、來國後太刀一腰・正宗刀一腰・貞宗脇差一腰・時服三十領・銀子三百枚・純子三十卷・綿子三百把・馬一疋・鞍皆具。玉丸、時服二十領・銀子二百枚。直江山城守、太刀目録・時服三領・銀子百枚。直江安房守・直江平八、各太刀目録・時服三領・銀子二十枚宛。本庄出羽守・千坂伊豆守、各太刀目録・時服二領・銀子二十枚宛なり。下賜獻品調見の式終り、憩息暫時後、秀忠上壇に出座、相伴諸侯列座、酒宴。玉丸出座、賜盃あり、臺命にて千徳と改名、秀忠來國光を親授す。正信傍に在りて、天性の器量、祖父の門戸を榮達せしむべし、と稱揚した。餘興は初番老松、二番八鶴あり、此間老臣五人拜調、翌々にて納盃、後數寄屋にて茶の湯、茶後書院に享饗あり。當日景勝謝禮の登城に及ばざるの臺命ありたるを以て、山城守、柳營に赴きて上意を謝)上杉年譜

二十六日、景勝、登城して秀忠に謁し、謝辭を述べた。又、同日、使を駿府に送つて謝意を表した。上杉年譜

二十七日、景勝は兼續(重光)を遣はし、正信に來國次一腰・時服三十領・銀子五百枚、正信内室へ綿子三百把・銀子三百枚を贈り、其他、老中安藤對馬守を始めとして諸役士に時服・金銀を贈つて謝意を表した、又、跡見祝賀として高客數十名を饗應した。上杉年譜

同月二十八日、家士一同に跡見祝宴があつた。又山城守・安房守・平八・伊豆守を召し、刀

を與へて其勞を犒うた。又山田修理・上野内膳・澁谷彌兵衛、其他關係諸士に黃金・時服を賜うて御成殿工事の勞を犒うた。上杉年譜

慶長十六年

慶長十六年三月二十七日、後陽成天皇御位を皇太子に譲りまして、之を後水尾天皇と稱し奉つた。更訂國史研究年表

幕府、明年を以て宮闕を修理せんとし、四月二十六日、諸侯に其領地高を具申せしめて、翌年其費用を上納せしめた。

景勝知行高目錄

- 一 高合三十萬石 景勝拜領分
- 右之内諸大夫給分
- 一 三萬石者 直江山城守
- 一 二萬石者 本庄出羽守

慶長十六年四月廿六日

直江山城守

上杉年譜

此の年春、兼續（重光）の義子安房守勝吉、上杉家を辭して、其父本多正信の邑、武藏國岩槻に歸り、尋で、前田利光に仕へ、本多安房守政重と改稱した。上杉年譜、景勝卿記
十月十六日、下吏を郷村に派遣し、滞租を督促せしめ、又、下吏の醉飽して百姓を煩累することを顧慮して、之に警飭した。上杉編（第四章）年文書（參照）

慶長十七年

慶長十七年正月廿四日、景勝は父謙信の祠堂を新築せしめんとし、兼續（重光）は平林正恒等に命じ、之を督勵せしめた。上杉年譜

同月、兼續（重光）は正恒に命じ、禁中普請料知行割を幕府に上納せしめた。直江山城守書留

- 一 禁中御普請入料、自澁谷彌兵衛所可申越候、諸國奉行給人自賄候由ニ付而千坂伊豆手前を始、自分ノ遺候小奉行之者、入料共ニ給人方へ可相懸候條、其段心得可申候事。
- 一 禁中様御普請之入料

合四拾貳貫五百拾四匁六步

此分可相納候、此外壹匁成共臨時無之様尤候、

此外奉行之入料

合四貫貳百九拾四匁七步

二口合四拾六貫八百九匁三步

平林藏人殿

直江山城守書留

正月廿四日及び二月十三日、兼續(重光)は倉賀野長左衛門・西方次郎左衛門・廣井善右衛門・三俣九兵衛、及び平林正恒に書して來三月十三日の謙信公法會に關し、種々指示する所があつた。直江山城守書留

二月十三日、兼續(重光)は是より先き、年頭祝儀として、本多安房守より景勝へ、太刀一腰・馬一疋・小袖一重、千徳へ太刀一腰、重光へ太刀一腰・馬一疋・小袖一重、其外兼續(重光)の妻及び平八家族への贈物に對し、且又、正信夫妻が平素懇切尋常ならざるに對し、書を安房守に遣つて深謝した。直江山城(第六章)守書留(參照)

二十七日、兼續(重光)は一乘院の僧某の證類本草一部贈與を答謝した。直江山城守書留

三月三日、兼續(重光)は覺書を以て、自家の武具注文、他國への軍役準備・年貢代納物・切米の處理・移住者の退轉防止・無用の土人使役禁止・人才拔擢・物品購入・冗費節約に關して、平田隱岐に命ずる所があつた。直江山城(第四章)守書留(參照)

五月十七日、安房守妻大國氏は加賀に赴いた。同日、本庄繁長の三男主馬房長・鮎川主計秀定・大國常陸介等も加賀に赴き、前田氏に仕へたが、房長は寛永年中歸參した。上杉年譜、景勝傳記

八月十三日、景勝は法度十八箇條を頒布せしめて、將士を戒めた。景勝(第四章)傳記(參照)

九月廿五日、兼續(重光)は戸田左門の「萬用不求人」一部贈與に對する謝狀を送つた。直江山城守

山城守書留

十月、謙信公祠堂成りて靈柩を安置し、守護の制を定めた。景勝傳記

慶長十八年

慶長十八年八月上旬、景勝は兼續(重光)をして常陸の人人見宗次に命じ、城北白子明神社東に馬埒を創築せしめ、埒の周圍に松櫻を植ゑ、館を設けて松櫻館と稱し、十一月十九日、之

に關する控書を定めしめた。上杉年譜、(第三章) 景勝卿記(參照)

慶長十九年

慶長十九年正月四日、景勝は兼續(重光)をして、家康の第六子松平忠輝の越後高田城經營に就き、往て監視すべきや否やを窺問せしめたが終にそれには及ばなかつた。その仔細は去歲幕府、景勝及び佐竹義宣・伊達政宗等に課し、少將忠輝の爲めに高田城(故鯉ヶ)經營を命じたので、景勝は普請奉行として黒金泰忠・島田正信を派遣せんとして居つたところ、會々義宣・政宗等は親しく監視すると傳聞した爲であつたが、此工事は八月竣成したけれども佐竹氏も自身は參加せず、獨り政宗は忠輝の岳父であるから、親しく監視し、役畢つて米澤を過ぎて仙臺に歸つたのであつた。之に關する兼續(重光)の千坂伊豆守及び茂庭石見守宛の書狀は左の通りである。

新春之賀儀珍重。

一越後御普請に付而、政宗佐竹殿など直ニ御越候様ニ申廻候、此方江者、奉行人被遣候様

ニと御座候キ、如何様ニ候哉、能々聞合可申越候事。

一此方より普請奉行黒金孫右衛門、島田庄左衛門兩人被遣候、越後上總様御内御普請奉行へ、佐渡様より御狀被差副候様ニ申届、可被指下候、二月初ニ者被遣候、其已前佐州様より御添狀相調、可被指越候事。

一其元珍敷儀候者可被申越候事。

以上

(慶長十九年) 正月四日

千坂伊豆守殿

直江山城 守書留

態飛脚可相立由存候處、平八者登候條、申越候。

一越後御普請付而、御觸狀之趣者、奉行人被遣候様ニとの儀ニ候得共、御用意被仰付、先日申越候、佐州様より越後御奉行衆江御添狀有之様ニと申入候キ、此方にて取沙汰申候者、政宗直ニ御越候由候、方様ニ候へハ此方などにも御越之儀候哉、又毎年如御普請の奉行迄之儀候哉、内々佐渡殿大炊殿へ御直ニ御尋も可有之儀候へ共、最前之御觸狀ニ、

奉行可遣由候と云、又者越後之儀候條、彼是御遠慮ゆへ、御直ニハ不被仰遣候、其元ニテ其方承届たる體ニテ、景勝儀如何可有候哉と相尋、可申下由御意ニ候、其才覺ニ而早々到來待入候、縦御直ニ御越候共、來月中ハ如何罷成間敷候、越國堺山中深雪、其方如存之才覺可被申候、御普請用所ニ付而、年内より越國ニ人有詰、此中罷歸候、越國も近年無之大雪之由申事候、兎角馬足不、相立内ハ不可罷成候條、如存の才覺可被申候、それも不私候條、御兩殿御指圖次第、如何様ニも御出可有之候付、然罷成候者、馬足立候迄御心得候様ニとの望ニ候、御普請人足并奉行之儀者、來月十日十五日前後ニ可被相立御用意ニ候、自然御自身御出ニ相究候者、馬足自由迄御心得を以御延引候様ニ可罷成候哉との申事候、何も能様ニ才覺可被申候、恐々謹言。

(慶長十九年) 正月十日

千坂伊豆守殿

直江山城
守書留

如貴札今般奥州様(宗政)當領中御通、邂逅之條、如何様之御馳走をも可被中内存ニ候つれ共、長途御勞煩之時分、彼是以遠慮御無音被申候、然處ニ、普請以下被申付、御祝着之旨

被仰出、爲御内證御狀之趣申聞候、此方普請奉行之者一昨日罷歸候、越後御普請中之段、種々被加御意之由申聞候、忝候由被申事候、右之趣、御叙之時分、可然様御取成頼被存候、猶期後普候、恐惶謹言。

(慶長十九年) 八月四日

茂石州様

人々御中

直江山城
守書留

八月廿日、本多正信は兼續(重光)に書して、高田普請完了、人夫も歸郷し、景勝も満足たるべき事を申來り、且つ銘酒を贈與せられたので、兼續(重光)之に答書し、畢竟正信の懇情に外ならざりしを謝した。

先日者預御札、殊名酒三樽被懸御意、乍毎度今度者此方拂底之時分ニ候て、一入忝奉存候、然者越後御普請之儀、被加御意候故、御奉行衆御懇ニ候て、御普請成就相殘候人足迄、昨今之間、悉罷歸候、乍恐御心安可被思召候、尙自是可得御意候、恐惶謹言。

(慶長十九年) 八月廿日

十月一日、徳川家康大坂征討の令を發し、景勝も命せられて、同月十五日水原親憲以下在江戸の將士を率ゐ伊達政宗・佐竹義宣等と共に先發した。兼續(重光)は當時米澤に在り、九日直ちに軍役を課し、將士を徴し、戎器を整へ、領中諸城の留守を定め、貢賦の徴收等に就て條目を分布せしめ、又此の日、男景明に近々出發を告げた。十六日米澤を發し、江戸を經、先隊を追うて急行、漸く藤枝に於て之に合し、十一月六日、軍士一同甲冑を帶し、陣列を作り、隊伍堂々山城國木津に着陣し、九日同國玉水に陣を移した。(第十一
章參照)

六日、木津に着陣するや、兼續(重光)と江州膳所城主戸田氏鐵との往復は俄かに頻繁となつた。蓋し、氏鐵は兼續(重光)の嗣平八景明の岳父であるから大いに便宜を得たのである。(第十一
章參照)此の日、氏鐵は上杉氏に糧芻を贈つた。直江山城
守書留

七日、兼續(重光)は水原親憲に命じ、未着の將士の催促及び武器到着の手配を命じた。

(第十一
章參照)

八日、戸田氏鐵より大坂方面の状況及び家康秀忠の動座を報じて來たので、兼續(重光)は之に答謝し、且つ明九日玉水へ陣替命令のあつたことを告げた。(第十一
章參照)

十一日、本多正純より兼續(重光)に來札して、明十三日景勝に將軍謁見を報じ、且つ景勝及び兼續(重光)に酒肴の贈與があつたので、兼續(重光)は之に答謝した。(第十一
章參照)

同日兼續(重光)令を布き、將士を戒飭した。(第三章
參照)

十二日、景勝は二條城に於て、將軍秀忠及び前將軍家康に謁した。直江山城
守書留

十七日、兼續(重光)は野陣道具并兵糧運送に付、橋舟等の監司保科肥後守正光に印鑑を届

けた。上杉
年譜

廿三日、上杉氏は河内飯森山麓に着陣し、廿四日天神森に進み、廿五日大和川の南鴨野表に在陣した。時に佐竹氏は大和川の北今福表に在陣した。此の日、兼續(重光)は本多正信・同正純及び土井利勝よりの陣中見舞贈與に對し、夫々答謝した。直江山城
守書留

廿六日、戦闘愈々開始され、須田長義・水原親憲・黒金泰忠等殊勳あり、戦功戦死頗る多く、兼續(重光)は平八と共に殿軍たりしが、其の一手は最も力戦し、戦功者及び死傷者が多

かつた。此の日、兼續（重光）の作戦は、鳴野堤下蘆中に歩卒を伏し、時機を見て大坂方の側面射撃を行はしめて其の進撃を阻んだのであつた。併し日暮に至る迄甚だしき勝敗なく、彼我共に退陣した。上杉年譜、上杉家大坂御陣之留

廿七日は兩軍相對するのみで、戦闘は行はれなかつた、此の日、家康・秀忠は志貴野口に出馬し、上杉氏の戦跡を見て大いに之を褒美した。

廿八日、軍士の兵糧を給與せられた。（第十一）此の日、家康鐵炮三百挺を野田・福嶋に遣はし、射撃を行はしめて敵の攻勢を阻止した。

廿九日、本多正信より陣勞慰問として榊肴の贈與があつたので、兼續（重光）之に答謝した。直江山城守書留此の日、戸田氏鐵は兼續（重光）の家宰澁谷彌兵衛に書を遣り、景勝及び兼續（重光）父子の戦功を家康・秀忠感賞の趣、徳川の旗下より報告のあつたことを告げて之を慶祝し、且つ澁谷の子息等の武功を稱揚した。戸田説之助所藏文書

晦日、兼續（重光）は大坂の戦勝を在江戸の千坂高信及び在米澤の平林正恒に、各別便を以て報じた。直江山城守書留（第十一）

此の日、又兼續（重光）は在米澤の青柳隼人、及び下條駿河守の使者に夫々答書した。（第十一）

十二月一日、戸田氏鐵は上杉氏の廿六日の戦勝を、徳川旗下中より聞及びたりとて、祝詞を寄せたるを以て、兼續（重光）は之に答謝し、且つ大坂落城の切迫せることを告げた。直江山城守書留

此の日、景勝は本多出雲守より暗合に關し協議を受け、兼續（重光）をして答書せしめた。直江山城守書留

十二月四日、兼續（重光）は兵糧置場借受に付、本多正信の配慮を請うた。直江山城守書留

十二月七日、兼續（重光）は戸田氏鐵に種々近況及び本多安房守の無事を告げた。直江山城守書留

十二月八日、兼續（重光）は堀田河内守に陣替見舞狀を送つた。是より先、十二月四日、家康は住吉より茶臼山に、秀忠は平野より岡山に陣替し、尾張宰相義直・駿河中納言頼宣もそれ／＼天王寺に移り、旗下の健士は七日より茶臼山に移つたので、之を慰問したのである。上杉年譜、直江山城守書留

十二月十一日、本多正信の手判を得て、歩卒十五人を米澤へ歸還せしめた。直江山城守書留

十二月廿日、將軍徳川秀忠は、内大臣豊臣秀頼と和した。更訂國史 研究年表

同日、平林正恒は大坂の戦勝を米澤留守諸將に報告した。上杉編 年文書

同日、兼續(重光)は使番安藤治右衛門(正次)に書して、陣寄方に付、種々懇情を謝した。直江

山城守 書留

十二月廿一日、兼續(重光)は飛鳥井家人清水某の抹茶壺を贈與せられたるに答謝した。

直江山城(第二章) 守書留(参照)

十二月廿三日、兼續(重光)は關東大坂間の和議成立し、昨夜虎口の守備解除せられたるを

以て、本營に歸陣せる旨を、戸田氏鐵に報じた。上杉年譜、直江山城守書留

元和元年(慶長二十年)

元和元年正月十七日、將軍秀忠は兼續(重光)を召し、威狀・太刀一腰及び小袖を與へて舊冬の戦功を賞し、又太多正純に命じ、須田長義・水原親志・黒金泰忠に威狀并に刀・時服等を下賜した。黒金文書、歴代古案

二月二十九日、景勝は米澤に凱旋した。景勝一代略記

三月十二日、板倉勝重は大坂再擧を駿府に報じたので、四月四日家康駿府を發し、六日には大坂再征を發令し、十日には秀忠は軍を率ゐて江戸城を發し西上した。是より先、秀忠は景勝に、此の月中旬後に大坂に着陣すべきを命じたので、景勝は隊列等去冬に準じ、十日米府を發して急行し、下旬大坂表に着陣、五月三日八幡に陣した。此の役、兼續(重光)も又從軍した。

御營略、上杉年譜、三公外史、景勝細記

五月八日大坂落城、秀頼・淀君は自殺し、豊臣氏は亡びた。更訂國史 研究年表

六月六日兼續(重光)は長命某に答書し、大坂の落城且つ歸期を報じた。

猶々平八きあいおせくたされ候く君ふんニそんしたてまつり候、かしく、おせのことくまかりさち候いこハ、かよるとりこみ申あけ走候、大さろそやくとおち申候て、上下のまんそく、この事ニ御座候、八月ちふん御きちんと申候まよ、やろてくまろりくさり申上へく候。

やろささまのきハ申ニおよはず、御うちうまでかよ事かく候、御心やそくおふしめさる

へく候、又山きし所への御ふみと、け申候、さゝめて御返事申上られへく候、このよし御申さのみ入候、かしく

六月六日 山しろのかみ

長命殿

御中

讀史堂
文書

上杉氏は、歸陣に際し、火薬及び彈丸を京都に蓄藏して、反變に備へた。景勝細記

此の年夏、兼續(重光)男平八景明病み、重體の趣臺聽に達し、道三法印に命じて之を診療せしめた。千坂高信は直ちに急使を以て之を景勝に報じたので、七月二日兼續(重光)は恩遇に感激し、又景勝の命を奉じ、米澤より各別札を以て、謝詞を諸閣老に奉呈した。

熊啓上、仍平八頼仁付道三法印被加 上意療治被 仰付之由、誠貴殿様御取成難申盡奉
存候景勝茂、被承之過分至極之段被申入候、乍恐可然様御取成候而可被下候由得御意候、
恐惶謹言。

七月二日

直江山城守

土井大炊頭様
酒井雅樂頭様
安藤對馬守様

上杉年譜、
歴代古案

此の月十二日、景明、終に歿した。千坂高信は之を米澤に報じ、景勝は感懷少なからず、使を以て香奠銀子十枚を賜うた。

十二月十四日、兼續(重光)は江戸より書を修驗者實相坊に與へ、水原親憲の家計困乏にて公務に服する能はざるを整理せしめんと、其の方法を示して親憲と談合せしめた。小見文書、上杉家記

元和二年

元和二年三月四日、景勝は江戸を發し、駿府に家康の病痾を尋ねんとし、六日江尻に着いたが、幕下の諸士が府中に群居して旅館がないので江尻に稽留した。そこで兼續(重光)は直ちに使札を以て本多正信及び同正純に之を通じたが、會々此の時正純の使者が來つて音物を贈ら

れたので、兼續（重光）は之に謝詞を呈した。直江山城守書留、三
公外史、歴代古案
内々致伺公可申上候處、御使者殊諸白兩樽被掛御意、過分至極奉存候、景勝今日被罷着候
條、致供明日致伺公可得御意候、萬端被奉頼候條、被加御意於我等式も可奉忝存候、恐惶謹
言。

（元和二年）
三月六日

本上州様

三月七日、景勝駿府に到り家康の病を見舞ふや、家康は大いに悦び、本多正純の披露で、秀
忠と共に景勝を引見した。退出後、正純は其邸に於て景勝に善美の響應をなした。

三月八日、正信の老病なるを聞き、景勝は兼續（重光）をして書を送りて其病を問はしめ、
且つ、昨七日の正純の厚情を深謝せしめた。

爰元就仕合、從景勝所以飛脚被申入候條、令啓上候、一昨六日當地江尻迄被罷着候、府中仁
宿無之故、自當地昨七日兩御所様江御目見被仕候、何茂上州様御披露にて取成故仕合無
殘所候條、御心安可被思召候、殊上州様にて御振舞種々入御念候而、御馳走之躰共難申盡

候、於我等式も過分至極奉存候、彌可然様御心得被成可被下候、將又貴殿様御氣色如何、定
而彌可爲御本復と奉存候由、得御意候、恐惶謹言。

（元和二年）
三月八日

本佐州様

直江山城守書
留、歴代古案

此の日、駿府滞在中の本多政重より、景勝に音信あり、又兼續（重光）に樽肴の贈與があつ
たので、兼續（重光）は其懇志を悦び、且つ、正純へ種々斡旋の勞を謝した。直江山城守書
留、歴代古案
御使者殊兩樽屬二被懸御意、忝令賞罷候、昨日種々御心付、不相替様子難申盡と被存候、
殊上州様へ御取成之段、何々以忝令存候、彌折々可然様御心得頼存候、就中、景勝所へ御音
信、即申聞候、祝着之旨被及御報候、何様逗留中、以貴面相積義可申承候、恐々謹言。

三月八日

本多安房守様

御報

江尻滞留中は失火・喧嘩、特に他家との葛藤を惹起せざるを戒め、大酒・外泊等を禁じ、控

書を發布した。(第三章 参照)

三月十日、兼續(重光)は遙かに水原親憲に命じて、兵具を修繕し、緩急に備へしめた。

上杉編(第二章) 年文書(参照)

此の日、金地院崇傳は家康の命により兼續(重光)に書を送つて、律令及び群書治要を所藏するやを照會した。

三月廿一日、景勝は江戸に歸つた。蓋し家康逐日快癒を得たので、諸將に歸國の内命があつた爲めである。

四月十七日、徳川家康薨去し、久能山に葬つた。年七十五。

六月七日、佐渡守本多正信卒した。藩翰 譜

十月二十日、將軍秀忠は兼續(重光)の室に、時服二領を下賜し、懇厚の上意があつた。千坂高信は之を米府に報じ、景勝は書を送り、兼續(重光)は使者を遣はして土井大炊頭に謝した。上杉 年譜

十一月三日、將軍より兼續(重光)に鷹狩の鷹一羽を下賜せられたので、千坂高信は急使を

以て之を米澤に送つた。景勝は飛札を以て土井大炊頭に謝し、兼續(重光)は別使を遣はして之を謝した。上杉 年譜

元和三年

元和三年六月十二日、將軍秀忠江戸を發して上洛の途に就き、廿九日伏見城に入った。景勝は七日江戸を發し、是れ亦上洛して、廿一日、大津に館した。發するに臨み、六月四日特に法令を頒つて、將士を戒めた。三公外史(第三章) 景勝卿記(参照)

七月二十一日、景勝、秀忠に供奉して參内し、十月、江戸に歸つた。景勝 卿記

元和四年

元和四年七月十三日、景勝は米澤に於て、將士に令し、軍備を整備し、不虞に備へしめた。

三公外史、景勝(第三章) 卿記、上杉年譜(参照)

是の歳、兼續(重光)は臨濟宗禪林寺(後ち、法泉寺と改稱す)を米澤城北白子明神の西方に創立し、僧九

山を開山とし、多くの圖籍を置き、子弟講習の所となした。九山は後妙心寺に出世した。法泉寺
記録

元和五年

元和五年五月八日、將軍秀忠は入朝し、同月十三日、景勝も京都に詣り、勸修寺に館し、兼續(重光)に命じ、將士に法令を頒布した。(第三章
參照)

十二月十九日、兼續(重光)は江戸邸に於て卒去し、達三全智居士と法諡し、後ち英糞院殿と追諡した。年六十であつた。

此の年五月始め、兼續(重光)心身の違和を感じたが、景勝に供奉して上洛し、勤仕平日と異なるところがなかつた。然るに歸來沈痾日に重きに至るや、景勝大いに之を憂へ、醫療の最善を盡さしめたが、天命如何ともすること能はず、此の東北の俊傑も遂に其一生涯を終つた。幕府は傳典銀五十枚を下賜し、時人惜しまざるものがなかつた。

兼續(重光)は文武を兼備し、特に經世の才あり、二十三歳にして上杉氏の執政に擢んでられ、一身を以て内治・外交の局に當り、能く幾多の波瀾を凌ぎ、庚子役後上杉氏の封土削滅せ

らるゝや、田野の開墾及び殖産興業を獎勵して其困乏を補足し、又藩士をして文武を獎勵練磨せしめ、上杉氏をして東北の雄鎮たるを失はざらしめた。其の本多正信・土井利勝と結びて、徳川氏に奉承し、上杉氏の爲めに計りし功績も亦實に少なからずであつた。

第二章 兼續と文事

第一節 兼續の好學

兼續は、文武兼備の良將であり、又賢相でもあつた。鴻儒藤原惺窩が、當時歸化して播州龍野（龍野城主は赤松廣通といふ。惺窩と交はり深く、惺窩を姜沆に紹介した人である）に寄寓せる元朝鮮刑部員外郎姜沆に與へた書中に、近世文を整筈の間に好める者は上杉謙信・小早川隆景・高坂昌信・直江兼續・赤松廣通あるのみとあるを見ても、當時の武人中、好學の人として第一流と稱しても過言ではあるまい。

彼の文藻は素と天稟に出で、中年以後は専ら自修に依つたものであらうが、其の少年時代に於て、誰人を師として詩文を學んだかは判明しない。併し、彼の門地よりして、格別の教育を受けたとは思はれないのである。

弓矢の聖と云はれた上杉謙信は、山崎專柳齋を侍らせて、四書五經を講せしめ、時には老莊諸子の學説をも聞き、又陣中に在つて、隨行の安國寺の僧にして書に名高い建松をして孟子を

謄寫させたと云ふ程の好學者であつて、景勝の教育には常に注意を怠らなかつた。従つて景勝の爲めには良師を選んで侍講せしめたに相違あるまいから、景勝の傍に侍した聰明の兼續は、景勝修學の際に陪聽を許されて、文事の修業に務め、又、春日山城内に在つて、日夕英雄謙信の一舉一動に注意し、其感化を受けて、文武を勵んだものであらう。

謙信が、天正五年九月十三日、月明の夜、能登國七尾城攻圍中、置酒して諸將士を犒ひ、興湧き情到つて、「霜滿軍營秋氣清、數行過雁月三更、越山併得能州景、遮莫家鄉憶遠征」の七絶は、人口に膾炙して、其の豪壯の風懷を偲ばしめるのであるが、實に兼續の十八歳の時のことである。或は兼續も此の陣中に在つたかも知れない。

また天正七年、兼續の二十歳の時の歳旦の詩、「冬風吹盡又迎春、春色悠悠暑運長、池上乘糸新柳綠、檻前飛氣早梅香」が傳へられてゐるが、戰國時代の文化に恵まれない田舎の少年武士の作としては讚歎に値するものである。撰高文集、上杉謙信傳、米澤地名選、新撰大人名辭典

兼續が和文で書き残したものには、「四季農戒書」があるが、是は農民に理解し易くする爲に、極めて通俗的に書き綴つたもの故、彼の國文の素養を推知する資料とはならないが、其の

以外には和文及び國文學に對する彼の認識程度を知るべき資料は傳はらない、併し好學の人であつた事、及び漢學の造詣が深かつたことは、幾多の資料が傳はつてゐる。

天正十六年正月兼續は春日山城内に於て、僧了阿をして古文眞寶を講せしめ、又同月廿七日宇都江朝清邸に於て、漢和聯句會を開催した城州公略傳といふから、此頃既に相當の和漢學の修業をなした事が判る。

また同年四月、兼續は景勝に扈從して上洛し、五月より八月まで滯京したが、其間に前妙心寺住南化和尙の禪扉を扣き、古文眞寶抄二十三冊現存二冊を借りて之を書寫させた。和尙は其卷首に左の序をなして彼の高邁を稱したのであつた。

城州刺史直江兼續公者、北越賢守上杉宰相景勝卿股肱良臣也、今茲當秀妻之月、賢守應驛召赴京師、公亦隨之、從龍雲耶、從虎風耶、公暇日介于方袍君子、扣予之禪扉、予挽而入書室、茶話移剋、偶禪錄中有先哲所製之古文一鈔、公一見而求謄寫焉、余諾矣、終借取目不逾月而畢功矣、信道業精于勤、行成于思也矣、余聞公之盡忠於仕官、黽勉蚤夜加旃園家之事、無大小哀而一之人不厭其任重、若然總百官萃于一官、非幸宜也、有行餘、則唯傾心於詩文道、不染目於

名利塵、節高哉、今世詩書之道廢、人惟見利而不聞義焉耳、吁、聞公之風者、何無捨利取義者乎、孟子豈不謂乎、聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志、蓋夫君子學文、則君子道長、小人學文、則小人道消、其道雖多岐、以仁道天下之大本、仁之所在、天下歸之、君子豈不學文乎、漢高開四百年之洪基、權輿于黃石之一卷書、趙宋保數百年寶祚、濫觴于素王之半部論、豈不是學斯文力乎、且又秦皇合六國、欲王于萬世、敗亡乎嬴嬴之謀、豈不是喪斯文罪乎、是故古良將以有文爲聖武、或橫槊陣中賦詩、或磨墨楯上作檄、是古今名望也、可不庶幾乎、公之勵志於詩文者、有所以哉、抑又書曰、不見其古文乎、歷代寶之、目作大訓也、由是觀之、公之所著于毫楮之古文者、卽是歷代鎮國之眞寶也、且此眞寶、豐民華國、則國必觀光、國觀光、則合東關八國諸侯、令賢守與齊桓、同樹霸迹者必矣、然則天下人呼公必曰、管仲之力也、懋哉、視望々々、

天正戊子八月初吉

前花園視篆岐陽南化道人書虛白室下

(朱印)

稿本詩寶錄

此古文眞寶抄は、朱表紙で、題簽は南化和尙の筆であるが、今は米澤圖書館所藏である。此外、同館所藏の古文眞寶後集抄二冊は、同館目録に、元黃堅編傳直江兼續抄、題簽南化和尙書と記されてある。爾來、兼續と南化和尙との交りは益々深く、文祿四年十二月、和尙は秘藏せる僧萬里筆寫の

前漢書十二卷を兼續に贈與した。蓋し其道に志すの深きに感じた爲めであることは和尙の漢書記に依つて知られる。

〔定慧圓明國師虛白錄〕三 漢書記

此前漢帝紀十二卷、余秘在書棚、而禪餘遊目於此書中者有年于此矣、夫此書之爲書也、萬里老人之自筆、而老人尋常考史記通鑑之文、書其首以精詳句讀也、不從師而解惑者此一書也、豈不珍貴乎、此越上杉宰相股肱臣直江氏城州刺史者、余之方外舊交也、自非歲頃有志學也、外遊六藝、內行五常、是故計國事、則盡力乎溝洫、而立夏后之功、勤家業、則設禮乎庭燎、而執齊桓之政、加旃趣敵、則軍中橫槊賦詩、楯上磨墨作檄、文于武、無不到、實出群拔萃之一雄士也、誰不嘉尙也乎、一日扣余禪寂、道話次見此書、有心磨寫之、余感其志道之深、投之刺史、數日之後、(四年) 需余書此書來由、辭則缺明、爰忠愛義、書以梗其請、文祿乙未臘月中澣日、華園虛白道人書東山下、(南化玄典)

定慧圓明國師虛白錄、三

慶長四年三月兼續在洛の日、南化玄典は助字・序・記・銘・跋・說・文筆・詩等に就て解釋をした秘卷を手寫して兼續に贈り、兼續は更に之を手寫して朱點朱線を施し、「文鑑」と題して珍藏した。慶長四年三月は實に物情騷然たる時であるが、此の如く悠々文墨を楽しむの餘裕があ

つたのである。

以下「文鑑」・「江西和尙口傳」・「秘傳集」は、何れも兼續の自筆で、朱點は印刷上、を以て示し、又、朱筆にて字面に線を引いた箇所は、文字の左傍に……を施し、朱斜線は……を以て示す。振り假名・反點等は原本の儘である。

〔表題〕
「文鑑」

◎藤氏字訓助字問答略云、柳文云、乎歟耶夫者、疑辭也、矣耳焉也者、決辭也、

柳文ハ柳子厚カ文也、乎ノ字、歟ノ字、耶ノ字、哉ノ字、夫ノ字ハ、未決疑處置字也、矣耳焉也者、決處置也、

夫古文之助字以論語爲祖、余問何以究論語助字之大抵乎、答以焉耳乎哉四字究之、問皇侃曰、送句也、如何、答云、凡虛字者矣字是也、矣字者不決前不生後、絕其語不使之蔓延也、見虛字問答今之四字者或語之餘、或生後、或足句意所不足、或令其夏脉不斷絕、故云、送其句也、送之句云非也、問云、焉字如何、答焉而不決、故曰、語餘而生後、問、其證如何、答云、或乞醴焉乞諸其隣而乞之是也、問有黨字乎、答云、如之諸已而者皆其黨也、此四字置之句中則不黨、置之末則皆然矣、問其證何耶、答云、時習之山川其舍諸、室是遠而不可尙已之類是也、問、以決而不決之字、置

之大篇末、何耶、答正諸志焉記之類皆決而不決故也、有口傳、問、耳字如何、答、卽上句而受于下如耳之在頭面、無黨字、問、而已者豈不黨乎、答、非也、而已者而後已也、是決也、雖然置焉耳則而已黨、謂之決文之辭、見虛字問答、問、乎字如何、答、疑而淺也、見字注、問、有黨字乎、答、如歟耶則其黨不問、哉字如何、答疑而決也、乎哉兩字者同功一卦乎哉云則如問而答、哉字者大疑小決也、問有黨乎、答如也夫則其黨也、見虛字問答夫見字注禮曰、右四字分別如是、今則歸于也之一字、成二字則也耶也、然則內決而外疑之字也、疑則皆卽上句、故謂之助字矣、予按虛字問答、說論之或之所論蓋以之也之兩字爲古文塩梅云々、宛轉反覆之間、筆之所澁、詞之所滯、味之所不足、意之所不至、以之字合焉、以也字決、分焉則勢如破竹、而後以矣字決斷、而其次之破句轉句不可無千鈞力量、若唯摸索故人無自己所得如至之也矣焉之閉合如驢驘之捕鼠耳、何以取焉藏六子云、夫語端辭也、又語已辭、吾已矣夫柳曰、疑辭也、又有所指之辭、夫二三子也、其語端辭云々、又指物之辭、於語助也、之語助也、諸之也又疑辭也、有諸又語助、日居月諸而語助、語室是遠而又因辭、又抑辭又發端之辭、兮見韵書歌行多用之、乎語之餘、上句之餘聲也、又極辭、

一曰疑辭也舒辭也、及也歟見詞書俗以為語末辭也、又歎辭、經傳通作_レ、耶未定之辭、哉君子哉若人是為間隔之辭柳曰、疑辭也、矣語已詞也、大決之字、耳語已也、焉見詞書、語終也、小決之字也、語之餘也、助辭終也、尔言之助也、詞之必然也、已止也此也、甚也、說也、語終辭也、然語辭決辭、即今也、半也、當也、則助辭、然後之辭、行有餘力則以學文、乃廻同、曳詞之難也、春秋難辭繼事之辭、之後也、便安也、習也、宣也、此即則為三字不可不_レ弃、夫序者次序之語也、前之說勿施後、々說勿施前、其語次第不可顛倒故次第其語曰序、尙書序詩序、古今作序々大格樣也、書序首言畫封書契之始、次言皇墳帝典三代之書、及夫子定書之由、又大言秦亡漢興之事也詩序首言六義之始、次言變風變雅之作、又言二南王化之因也、夫記者、所以記日月之遠近工費之多少王佐之姓名、叙夏如書史之法也、尙書顧命篇是也、敘事之後、畧作識論以結之然不多、蓋記者以備不忘也、銘者字從金、喻如金玉、一字泛甲善為文者宜如古詩雅頌作、行實之作當取其平生忠孝大節云々、作傳法亦然、跋者取古詩狼跋其胡、立義、狼前行則跋其胡跋語不可多云々、

說者則自出己意橫說豎說、如韓文師說是也
 文筆者詩賦銘頌箴贊謂之文也、詔筆移檄章奏書啓謂之筆、
 詩者有四法、四格、六義、前實、後虛、後實、前虛、四實、四虛之休矣、四法者起、又云、氣意高遠而悠々可作時景、可作吃、休、承要從容、不離其題寄意也、

轉要變化、轉而可作之、合其題之一度合而、甚深遠長味不盡樣可作之、
 四格者、題目其題儘可作也破題其題意趣可破心本可作、譬喻寄其題以喻作也、
 述懷寄其題述我情思、又文章可有此意也、
 六義者風寄物直不言而作之賦詩法賦之言鋪也、直鋪陳其事也、
 比比物作也興吃景色其儘作之也、雅能々合法度句道儘作之也、頌其德或顯、或
 訪作也、有口傳也、曠句歌也、又周禮太師注、頌誦也、誦今之德、廣以美之也、
 ◎前實是皆八句之中宜也、前二句作吃景色者前實也、
 ◎後實(虛)後二句寄物作曰後虛也、
 ◎後實前虛反上體作之、四實中四句皆作吃景色也、四虛中四句皆作我情思也、

違者以虛不虛、以實不實、虛中作實、々中作虛、只一向虛、詩意弱也、一向實詩意卑俚也、以深遠幽微之意可作也、句法者杜子美思友人云渭北春天樹江東日暮雲是可爲法者也、

右、自策彦和尚秘本之中、抄出而書焉、

虛白就南禪(景秀)鉄叟和尚問文法、叟曰、予昔聞之(壽桂)月舟和尚、

焉字喻礎石也、自下抱上也、然火上燃故受上事處置之也、而々髭同韵、髭下垂故自上市及下處用之、蓋物蓋也、器有蓋則不知其中物、推之也、故推量々處置字也、苟容易義也、頗十物六七方云也、尊乎哉盛也、哉ナトト重テ書クハ深ク衰ルノ辭也、又虛白就(聖度)月溪和尚聞蒲室之講時云、

而、ホウヒゲ而トト也、ホウヒゲハ人ノ頭ト、アギト、ノ間ニアル物也、而文ノ上下ノ間置字也、

原夫 大凡 夫梅者夫松者ナト、書ハ、皆大文ノ書出也、文ハ短ケレトモ大文ノ休也、

某分者 某少年者ナト、書ハ小序也、文ハ長クトモ小序ノ休也、

蘇太史曰、黃太史曰、ナト、書ハ、人證ト云也、詩カ語カヲ發端書出メ、其人ノ手ニ合フヤウニ書ヲ句證ト云也、然則末ノカキトメヤウ有口傳也、三步一顧五歩一顧ト書ク、散文ヲ長ク書乞分別也、

狼 跋 九 狼 跋 美 周 公 也、周 公 攝 政、遠 四 國 流 言、近 則 王 不 知、周 大 夫 美 不 失 其 聖、狼 跋 其 胡 載 蹇 其 尾、云々、

右、予禪定之餘、問取先輩而錄之而、成小卷秘在匣中矣、依直江城州太守之所望、手書以投贈太守之麾下、

皆慶長四年、暮春日

(南化玄興)
虛白拙叟、

又、兼續自筆の江西和尚の口傳がある。

◎四六之法、十段、江西和尚ノ口傳

一、蒙頭ニハ、隔句ヲ用也、輕隔句ヲ爲好、然トモ、不守一隅也、

- 二、結句ハ、直對也、此下ニ、共惟ノ二字ヲ、書也、
- 三、八字稱ハ、凡四書一對ヲ、本トス、
- 四、師承、隔句一聯、但シ對ニハ、其人ノ夏書ヲ、本トス、
- 五、和句ハ、直對也、和句ハ、二對モ、一對モアリ、又無モ、一休也、
- 六、實錄ノ隔句ヲ、一聯書ス、其人、師承ナケレハ、前ノ師承ノ處、實錄ヲ書キ、
此ニハ、縁語ヲ、可書也、
- 七、又直對アリ、無トモ、不苦也、是モ、和句ト云也、和句トハ、上下ノ理ヲ和シ
アワスルニ依テ云也、大夏ノ物也、
- 八、自、敍直對一對、凡八字ヲ、本トス、
- 九、隔句前ハ、自敍、后ハ、其人ノ夏ヲ以テ、對スル也、
- 十、祝語モ、直對也、凡此分也、此外、色々休多也、
- 凡啓割ハ、十對也、十二對十三對マテハ法也、十四十五ハ、無法度夏也、
- 輕隔句ハ、上四字、下六字也、重隔句ハ、上六字、下四字也、平隔句ハ、上下六
字也、危隔句ハ、上三字、下九字、十字、十三字五字也、蒙頭ニハ、肩ノ際々ヲ

、可調也、

◎江西和尚蒲空四六講明口傳、

、某ノ後ニ、隔句對ヲ、三對書サウ、蒙肇ノ隔句對ノ外也、サリナカラ筆力ノナ
イ者カ、三對カケハ、ヨロメイテ、ワルウサウホトニ、大略二對カイタガ、ヨイ
ソ八字稱ヨリ、後ハ、八九對ニ過テハ、不可書、々ハ、無法度事也、上ノ句ハ四
字、或ハ八字、或ハ六字、不用五字七字、蓋詩ノ句ニ似タル故也、上ノ句四字ナ
ル則、下一句六字、或八字、他ハ皆假之、蒙肇ニハ、時節ト、其人ノ事ニ、似合
タル事、或ハ、總論ヲ用也、疏ニハ、山門ニハ、祝語、境致ヲ、用、凡有法者多
也、

其他、「秘傳集」と題する手抄があるが、只彼の目に觸れたものを寫し取つたと云ふに過ぎざ
る者であらう。

(表題)
「秘傳集」

△可相中友知大夏

第二章 兼續と文事

◎日天ニムカイ率リテ、我カ影ヲ見ルニ、其日大夏有ヘキニハ影ミヘス、然ハ、能ク慎、縦イカ成、大切之用所アリ共、家ヲ不出シテ、神ヲ取、氣遣スヘシ、又七日之内ノ儀モ知ト云リ、

◎小便ヲシテ見ルニ、其日大夏アランニハ、泡タ、ス、アハ有ハ、クルシカラサルト可知、

◎第一生死ヲ可知夏、口ノウチニ脉アリ、ソレト手ノ脉ヲ取合テミルニ、其日大夏アルヘキニハ、脉不揃、二所ノ脉同夏ニアラハ、縦難義ノ子細有共、身上クルシ、カルマシキト心得ヘシ、又只今一戰ニ、ヲヨヒ候時モ、是ヲモツテ、生死ヲ知、脉二所同様ニウタハ、心ヲ、カウニ、モチテ、高名スヘシ、又惡ハ其コ、ロヘヲナシ、慎ト有、又無了間所ナラハ、思切テ、討死セント思定テ、アレバ、不苦シテ高名スル夏有之、加様ノ義トモ、天道ヨリノ、ツケナレハ、努ム不可疑、惣而人間ノ身天地同根ニシテ、ヘタテナキ物ナレハ、自然ト、ム様之シルシ、出來スル者也、スコシモ疑ヲナスヘカラス、又脉ノ取様口傳ニ有之、

△出テ中友ニ可相方之事

、子、午、卯、酉ハ九目、丑、未、辰、戌ハ五目、子、申、巳、亥ハ六目右此方ヲ可慎

◎膳之ウチニ、毒ノ有ランニ、其方ノヒチシリ、同マデリ、必カユキ者也、其カタノ物ヲ、食ヘカラス、

◎我カ前ニ、ブスアレハ、俄口カワキ、クチビル、ヒリメク、ヤウニ成也、能ク氣遣シテ、心モトナキ物ヲ、クワスシテ、用心スヘシ、

◎毒ノ有膳ヲ、スユル時ハ、持タル者涙浮也、サテ我目ニモ、涙ウカフ也、俄ニ小便ニ、イタキ、コ、ロアルヘシ、

◎ドク持タル者、ツカマヘニ、來トキ、左ノ腋サキ、右ノ目尻、カユク、俄ニ小便シタク成也、

◎ドク持タル、人ヲ知事、其者、ワカ前ニ、來レハ、俄ニ鼻ヲシミテ、ノドノアタリ、カユク成、是モ小便ニ、イタキ心、出來者也、

◎第一ドクノ、アタリニ、有ルヲ知事ハ、アリノトワタリ、シキリニ、カユキ者也、コ、ウタカイナシト云ヘリ、

△船渡之大事

◎舟ニ、乗時、足ノ大指ニテ、出ト云字ヲ書テ、龍王捕ヲ一卷讀、サテ賦ト云字ヲカキ、点ヲウチ様ニ、日輪ノ印ヲ結、印ノ中ヨリ舟ノ頭ヲ見ヘシ、フ子ノカシラ不見ハ乗事努ト有ヘラレ、

△兵法枕之大事

◎先枕ニ向テ、九字七返唱テ、心經一卷讀、劔印ニテ是ヲ書ヘシ、
善明孝、次伏折フシヒタイニ、劔印ニテ書之、

光明鬼神孝次秘哥ニ云

、武士ノ、コシニサシタル、ツハ刀、夏ノツマツキアラセ給ふナ、ト三返又哥ニ

、武士ノ枕ニ神ノ告有テ、子ラフ、カタキハ、アラツレニ計利、ト三返ル様ニ、誦シテ、メレハ、縦フシ入タリル、カタキニ相テ、利失夏ナシ以上大日本古文書上杉家文書二

兼續の智識慾は頗る旺盛であつて、彼の見聞する所は、細大となく丹念に手抄してある。
慶長十八年癸丑十一月吉日、人見下齋宗次が、色部修理に贈つた「人見流拔覺集」五卷百六ヶ

條及び八條流馬術の手抄があり、又、「諸藥方書」と題し、止血法・祛痰劑・止瀉藥・耳鼻咽喉諸病の處方、皮膚病藥、阿片丸の功能、其他種々の處方治療等の謄寫本、建武乙亥六月二十八日小笠原信濃守源朝臣貞宗上とある修身論序、東大史料編纂所所藏史料 曲肱子の五言體文及び「韻書」と題するものも、彼の手録である。

「直江山城守書留」には、兼續（重光）が其子平八景明の主治醫小山且齋より書籍を借受け、之を謄寫せしめた事が、「且齋御約束之書物借預候由、令満足候、書寫入念可被申付事」と、千坂伊豆守に宛てた書狀の案文が載せてある。

第二節 兼續の藏書

兼續は好學なると共に自然藏書家であつたが、其の藏書目錄の如きものが傳はらない。併し散逸した書籍も少なくなかつたものと見え、幕臣淺野長祚は、其著「寒榮瑣綴」中に、新見伊賀守正路の死後、其嗣豊前守が、父の藏書中宋槧の左傳・玉堂類藁・王荆公集・楊誠齋集を、官に獻じたることを記した後ち、「予も其藏書のうち中略活版の七書講義、詩仙堂藏本にて、丈山

の手書にて藝州廣島にて閲せし由、また、直江山城守の本にて校讀せし由など書入たるは、奇書にて愛藏す云々」とある。丈山が廣嶋に居つたのは、元和末年であつたから、兼續（重光）の本にて七書を校讀したのは兼續の歿後のことである。

又他より兼續に其藏書の借覽を求めた書狀、及び彼に珍書を贈つた書狀などもあつて、當時既に有名な藏書家であつた事が判明る。

倉賀野左衛門五郎様 前田慶次

人々御中

（貞觀政要）
貞元聖要之御本、兼續様へ被仰上、御借被成候て可被下候、病中見申候て、罷出候時、頓返

上可申候、腫氣さし申候て立居不自由仕候間、御前へ不罷出候、恐々謹言。

八月九日

利貞花押

伊佐早謙所藏
文書、清覽録

金地院崇傳は、家康の命により、元和二年三月十日、兼續（重光）に照會して、律令、并群書治要を所持するや否やを尋ねた。是は金澤文庫所藏の清原教隆筆の古鈔本を原本として、同

年刊行された所謂駿河版の群書治要の、校正に資せんが爲であつたであらう。

一書令啓達候、律令并群書治要貴殿被成御所持候哉、從拙老内證可相尋旨、御説ニ候、御報ニ示預候者御前へ可申上候、恐惶謹言。

金地院

（元和二年）
三月十日

直江山城守殿

人々御中

本光國師日記に、「道春が、上意ニ候間折紙可遣旨、書狀來候間、此折紙遣ス也、右之狀札を付、目安箱江入置也、」とあつて、崇傳は林道春より依頼せられたるものである。本光國師
日記二十

又、諸方より兼續（重光）に珍書を贈つたものと見え、慶長十七年二月廿七日兼續（重光）が一乘院に送つた書狀に、「證類本草一部被懸御意、令祝着候、殊更一段見事候本ニ候而、別而令秘藏候云々」及び同十七年九月廿五日、膳所城主戸田左門宛の書狀に、「就中新渡之万用不求人一部被懸御意、遠國如此之書始而被見仕、別而秘藏仕候云々」と、何れも直江山城守書留に

其の案文がある。

兼續は自己の智識慾のみを充たして満足する小乘的人物にあらず、廣く文化の發展に寄與する所あらしめんが爲に、慶長十二年三月八日、京都の要法寺に於て、五臣註文選三十冊を刊行した。南宋紹興年間修正の宋本を活字を以て之を摸刻したものなりとの事である。五臣註本に就て李善註を添へたものであるから、表題には文選六臣註」とある。

曲肱子は、元和五年六月、兼續（重光）に寄せた五言體文中に、文選の贈與に對し、讚歎して謝意を表して居る。此の原本は上杉家に收藏せられ、兼續の手抄せるものは、伊佐早謙より米澤圖書館に移されてあるが、之には反點、送り假名が付されてゐる。

〔直江城州手抄〕

叨綴五言漫體謹奉呈

雍州使君之麾下云

是正

東方君子國又有君子人好古學聖典論道敘彝倫禮容正穆々文質已彬々知囊括四海名節

滿八垓快忠奉明主易俗化生民人中稱威鳳天上呼瑞麟天質溫而厲風流淨無塵題詩最得妙下筆如有神格律賤島廈句法學蘇新誰知武毅將遊心翰墨多詞恐汚德逐一不殺陳山僧致命薄官軍征南津干戈激迅雷敗走似驚響欲行々不得依稀推隻輪以夏我有罪敢無所遁身終亦成俘獲入獄久遭屯禍吁有命不用問者受人一生如朝露豈待八千椿老矣榮與辱聊付南柯淳公矜我劬瘁嗟我芳情醇前年賜文選一字亦可珍況是六十軸不屑文犀纒又有白金賜恩波起涸鱗救乏謂之惠扶窮豈非仁施德不報所君子知情眞中心何日忘謝忱未能伸東西隔千里寄書何因頻今歲公朝洛寓符煩使臣豈問我安否恩越骨肉親慈顏我未拜相望恨參辰何時聞敵鼓得逢太平春東遊吾所欲必支黑氈當敵君門戶莫用防雜賓願結茅封內與君欲成隣花晨與月夕詩句可品論此志定不遂思之淚沾巾

元和第五歲六月 日 曲肱子啓折

曲肱子の何人なるやは判明しない。伊佐早謙は、片桐且元の囑に應じて、方廣寺の鐘銘を撰んで物議を醸し、家康の乗する所となつた僧清輝であると斷じて居るが、清輝が曲肱子と號したと云ふ文献を示さない。又、清輝にあらざるべしと云ふ者もあるが、是れ又其根據を示さない。我等の考ふる所では、不放子と號した清輝が、徳川氏を懼り、其音の稍と似た曲肱子を、隱名として使用したものと思はれる。

林羅山は、秋元泰朝を介して、景勝より此の直江板の「文選」を得、更に唐本を以て改正を加へ、元和八年(兼續歿後三年)十月九日之に自ら左の跋文を書して、家藏となした。

〔羅山林先生文集〕 五十四 家藏 題跋四 本 五臣註文選跋文選有李善註本有六臣註本其六臣註本中又有就善本而加五臣者有就五臣而添善註者今此者就五臣而添善註者也此本近歲米澤黃門景勝陪臣直江山城守某開板于要法寺余請秋元但馬守泰朝而後泰朝告景勝而得之以寄余余先是倩友人及備書者爲之朱墨點往往備點之中舛謬多矣後再借唐本加改正猶非無疎略特註中文字魚魯陶陰不少矣它日之暇又宜校讎焉古云文選爛秀才半讀之者能熟爛則下筆不能自休豈翅武仲而已哉然則此本亦吾家敝帚享千金耶壬戌仲(元和八年) 秋十又九日

「雲村文庫」所藏の「文選」は、慶長丁未沾洗上旬八莖 板行畢」と奥書ある直江板の「文選」を市野迷庵(文化文政年間の學者で名は光彦字は俊卿)が、足利學校の宋本に依つて其一部を校正し、「文政庚辰秋七月五日迷庵市野光彦謹跋印」とある珍本である。

直江板の「文選」は、寛永二年再版せられ、初版の有界なるに反し、品目以外無界で「寛永

二年乙丑孟夏上旬日 板行畢」とある城州公略傳所を見れば、餘程廣く世に頒布せられたものと見える。

文選の他に、重光は論語十卷稿本清覽錄及び左傳鈴木煥卿著漫画隨筆等を出版したと云はれてゐる。

兼續(重光)は、其歿する前年即ち元和四年に、足利學校に學びし學僧九山を招いて開山とし、臨濟宗禪林寺(後ち法泉寺と改む)を創立し、多くの圖籍を置き子弟の講習所となした(九山は岩城の人、先年字都宮に於て重

光の知る所となり、足利學校に學ぶ、景勝細記、九山後ち京都花園妙心寺に出世す) 法泉寺記録

兼續(重光)は此の如く圖籍を蒐集し、或は藩學興隆を企て、或は出版等に私財を惜まなかつた。彼は尋常一様の藏書家・讀書家ではなかつたのである。

文祿元年征韓の役、兼續は景勝に従つて渡海せんとし、肥前名古屋に僅に二箇月間滯陣中、濟世救方三百卷を謄寫せしめた。後ち之を幕府に獻じ、其副本は米澤藩興讓館に所藏せられたが、明治四年文部省に徵收せられた。稿本清覽錄併し今は文部省にもない。恐らく他に移されたものと見える。

此の如く好學の彼は、在韓中、嚴に士卒の財貨掠奪を戒め、大いに獎勵して泥土馬蹄に委せ

られんとする圖籍を收獲せしめて歸朝したのである。當時の兼續の誠見は、沛公が關中に入り咸陽を陥るゝに當り、諸將は争つて府庫を掠奪したが、獨り蕭何は、丞相御史の藏する律令圖書を收めたことに比すべきものである。文祿の役、明の派遣軍の一將校の手記に「兵亂の少なき朝鮮に本國に見られぬ支那古典が保存されて居たが、文字なき倭奴が、或は破棄し或は泥土に委した」とあり、近くは北清事變の際、外國兵士が、北京の宮殿内の書庫の書籍を解装し、寢臺の敷蒲團としたと云ふ事と比すれば、眞に雲泥萬里の相違がある。

米澤興讓館財團文庫より引續ぎて、今日現に米澤圖書館で保管してゐる朝鮮古活字本は、多くは當時の戦利品であると云ふ事である。清覽録、米澤圖書館回答

目錄

附釋音周禮註疏	二十二冊
中庸章句	四冊
重刊許氏說文解五音韻譜	十三冊
五朝名臣言行錄	三冊

五朝名臣言行錄後集	四冊
皇朝名臣言行錄續集	二冊
皇朝名臣言行錄別集	三冊
皇朝名臣言行錄別集下	四冊
皇朝道學名臣言行錄外集	四冊
新篇古今事文類聚	六十四冊
大明一統志	三十二冊
續博物志	一冊
續刊聖賢圖	二冊
朱文公校昌黎先生集	二十五冊
東坡詩集	八冊
山谷內集	十冊
山谷外集	九冊
山谷別集	一冊

麻谷藏書
印あり

精選唐宋千家註聯珠詩格 十冊

儷語類編 二十冊

以上

伊佐早謙が其所藏の疑ひもなく征韓當時の收獲品なる朝鮮板の南華真經十冊を、嘗て訪客韓人李斗黃に示した時、五百餘年前の此刻本、今は韓地に視る能はず、と慨然卷を撫したと云ふことである。

其他、元・明間の刻本・醫書等も頗る多かつたが悉く散逸して傳はらない。又、寛文年中、會津藩主保科正之の所望にて、上杉家より贈られた珍書もある事は、米澤雜事記に記されてゐる。

最も珍重すべきは、宋版の東漢書・西漢書各六十冊、春秋左氏傳廿九冊及び史記九十冊であつて、毎卷「興讓館藏書」の印がある。此の漢書は實に安井息軒をして「漢書善本宇宙間惟有是書云々」と歎賞せしめたものである。

(天保十三年七月)
〔讀書餘滴〕二十日晴熱甚橋本伯恭飯田世垣來申牌尊觀國費廟堂寮熟盡具焉其大聖殿

區即鷹山公所書○中既而至一小室教授坂千丈輩來會焉觀古本漢書模印精明注家盡具每葉欄後著篇名其紙堅韌無縑紋朱紙裝之乃宋板佳者聞之文祿年中其大夫直江氏勇而好學與藤原惺窩諸人交(文祿元年)王辰役慨然語其徒曰我師獨喜艾鮮奴髯首是何所用我將攫至寶以幸萬世取書數篋而歸直江氏亡其書歸於公即此本也其裝蓋直江氏所改云宋板漢書彼中既亡以予所聞漢書善本宇宙間惟有是書信乎萬世儒者之幸也又有左傳史記等亦直江氏所齎歸時諸子設宴於輪王寺督促頗急皆不及致詳焉云々

又、史記の欄外の書入れは、兼續及び前田利貞の書入とせられてあるが、之は誤傳であらう。寫真版等にて兼續自筆の註とされてある史記を見るに、兼續の筆跡と相違して居るし、又昭和十六年五月十一日、東京大森の上杉家で開かれた史學會の展觀の際、史記及び左氏傳の書入の兼續にあらざることとは、専門の人々の一致した意見であつた。

史記には、興讓館藏書印の他に、「水光刀音」の黒印が所々に押捺されて居るが、何人の押捺したものか、未詳である。さうして此の宋版の東漢書・西漢書・春秋左氏傳・史記の四書は、明治十三年まで、興讓館の後身私立米澤中學校に藏せられたが、當時の校長古藤傳之丞が上杉

家に納入し、今は同家に秘藏せられて居る。城州公略傳

此外、「金澤文庫」及び「米澤藏書」の印ある宋版の千金要方三十三冊が同家に珍藏せられてある。宋版の般若經中五百五十一卷は、上杉神社の寶物となつて居る。

安田文庫所藏の何晏集解の正平板論語單跋本整八寸九分横七寸二分五冊十卷は朱表紙で、每冊「米澤藏書」印あり、欄外に墨書の書入があり、每冊表紙左上方に論語の題號、同下方に冊次、右上方に藏書目次と思はれる「荒」の字がある。而して、第二卷の終末に、清人張滋昉が、舊藏主伊佐早謙に示されて、「古本論語、余至日本始得見之」と、書入れてある所の希世の珍本である、多分兼續の手澤本であらう。

米澤藏書の印あるものは兼續の藏書なりと云ふ人もあるが、必ずしもさうではない。現に米澤圖書館所藏の、寛永十四年の序文ある刊行本「諸將旗旌圖」には、米澤藏書の印が捺されてある。或は「米澤藏書」なる印は上杉氏の印であつて、直江家斷絶後、上杉家に收納せられた所の直江家の全圖書は、「米澤藏書」の印を捺押されたものではあるまいか。米澤圖書館には米澤藏書の印ある珍本が少なくない。無論其の大部分は兼續の藏書であつたものであらう。左に

参考として、米澤圖書館所藏の「米澤藏書」の印ある書籍目録を記すれば

毛詩疏	古寫本	十冊
論語抄 魚目抄	足利時代の寫本	五冊
史記桃源抄	古寫本	十六冊
帝鑑圖說	舊活字本 年代不明	六冊
翰墨全書	元板	二十四冊 外四冊缺
翰墨全書	明板	二十八冊
韻府群玉	元板	十冊
管蠶抄	古寫本	
韻鏡	古寫本	一冊
續博物誌	朝鮮板	一冊
千字文集註	古寫本	二十冊 第八冊缺
萬寶詩山	明板	十九冊
袖珍	古寫本、傳前田 慶次利貞手寫	四冊

靈龜經卜法	古寫本	一冊
續刊聖賢圖	朝鮮活字本	二冊
七書講義	古寫本	十冊
七書直解	古活字板	八冊
武經總要	前集 明板 後集 明板	二十冊
科註法華經	古板	七冊
金剛經全註	古寫本	一冊
碧巖錄	宋本覆刻	九冊
人天眼目	古寫本	三冊
興隆佛教編年通論	古活字本	十五冊
釋氏要覽	古寫本	三冊
分類補註李太白詩	明板	十三冊
重刊杜工部集	明板	七冊
白氏文集	元和四年活刷	二十冊

東坡詩集

增刊校正王狀元集註分類東坡先生詩	元板	十五冊
山谷詩	宋版覆刻 足利時代	十冊
山谷詩集註內集	朝鮮古活字本、二十卷 目錄共	十冊
外集	同上	十七卷 九冊
別集	同上	二卷 一冊
海瓊白玉蟾集抄	古寫本	一冊
鍾津文集	元板	五冊
胡曾詠史詩	古寫本	三冊
胡曾詩	古寫本	三冊
文選	慶長十二年活刷	目錄共三 十一冊
精選唐宋千家注聯珠詩格	朝鮮板	十冊
詩學大成抄	古寫本	十冊
宋學士全集	明板	十六冊

直江兼續傳

二三四

- 聖德太子傳曆 古寫本 二冊
- 平家物語 古寫本 十二冊
- 源平盛衰記 舊活字本 四十八冊
- 保曆間記 二冊
- 太平記 古寫本 四十冊
- 砂石集 古寫本 十二冊
- 源氏物語 古寫本 五十四帖
- 職原抄 古寫本 一冊
- 古文眞寶抄 傳直江兼續抄、南化和尙序 二十二冊、三ノ上缺
- 有象列仙全傳 明王世貞編 九卷四冊
- 獨吟千句 古寫本、三條西撰 一冊
- 獨吟千句 卷頭に永祿六年十二月十四日と記 一冊
- 古文眞寶後集抄 兼義撰 一冊
- 消搖墟 元黃堅編、傳直江兼續抄、題簽南化和尙書、支自誠編、明刊 二冊
- 三卷二冊

- 寂光境 支自誠編 三卷一冊
- 長生詮 支自誠編 一卷一冊
- 長曆 寬永十一年、於 三冊
- 明徳 武州江戸開板、寛永九年刊行 三冊
- 翰林詳校字義韻律熬頭海篇心鏡 明刊 二十卷八冊

以上何れも毎卷「米澤藏書」朱印あり、寛永年間の刊行本にも「米澤藏書」印あるものが二三ある。米澤圖書館回答

又著者所藏の綾絹青表紙古文眞寶後集は、挿入の寫眞版で明かなる如く、一點の疑ひなき兼續(重光)の評釋書入あるものであるが、「米澤藏書」の印はない。此の本は縦九寸三分、横六寸六分で、慶長十九年六月二日、清韓の跋文あるものである。表題は「慶長版古文眞寶」と長方形金銀箔押ある題紙に墨書せるもので、無論當時の裝潢ではない。乾坤二冊十卷で、乾は卷之一より四、坤は卷之五より十に至り、乾には僅かに句讀の朱線が施されてあるのみであるが、坤には隨所に兼續(重光)の施した朱點・朱線・及び評釋の書入がある。又、乾の卷頭

「古文眞寶叙」の下方に上村の認印・東京府師範學校の角印・上村藏書の角印がある。又卷首には新たに白紙を綴込んで、東京帝國大學史料編纂所員鈴木圓二の行書六行の墨書の序文が載せてある。

慶長本古文眞寶蓋城州直江君之手澤也、君戎馬之間致力修文、有刻文選之舉、其襟度可想矣、如此本亦可謂至寶也。

大正癸丑(二年)秋日

晴峰輔敬書軸

坤の卷尾には、僧清韓の行書六行の跋文が刻されてある。

洛陽大煩道場長徳老人、介于人、見雷笑雲老漢所加和訓之眞寶、雖難免家醜、向外物之嘲、應其求云爾。

(十九年)

于時慶長甲寅歲六月二日

前南禪文英叟清韓

清韓

更に、一枚新しき白紙に、行書三行墨書の上杉家史官樞軒伊佐早謙の跋文が、卷末に綴ち加へられてある。

南化師曾以城州直江公、比管仲、其智勇可知矣、此書公之手澤、播聞之際、如拜公之鬚眉、不堪欽賞也。

大正癸丑(二年)九月上浣

樞軒謙敬題 謙樞軒印

挿入の寫眞版は古文眞寶後集卷之七碑類の部であつて、蘇子瞻の潮州韓文公廟碑の一節である。

第三節 兼續と詩文

兼續の詩文の才は從來定評ある所で、新井白石は、其の「紳書」八に於て、室鳩巢に寄せた安積覺兵衛の直江兼續論を、書生論だと貶なしてゐるが、尙ほ兼續の詩才は疑ふべからず、と言うてゐる。

〔紳書〕八 (享保四年) 己亥五月、鳩巢より來る、水戸史館總裁安積覺兵衛より見せ來り候事の由、覺書

文章に、

〔直江山城守兼續〕父曰、樋口與三右衛門某、事上杉景勝、母掌薪、兼續美而折、景勝悅而寵之、

老臣直江大和守死而無子、景勝使繼其家長、而有材氣、遂爲景勝之重臣、其報允長、老書傳播于世、觸撥東照宮之震怒、兵端萌于此矣、然嘗怪其書辭氣雖悖慢、而飽滿抗壯、無空塞之異、似曉文字者、適見四家合攷、稱其有文學(字)、載詩二句、曰、春雁似吾吾似雁、洛陽城裏背花歸、一瓣知味、頗能詩者、因考本館所纂詩集、得詩二首、其一賦織女惜別、曰、二星何恨隔年逢、今夜連牀慰鬱胸、私語未終先灑淚、合歡枕下五更鐘、句語洗刷、殆非庸人口氣、及閱羅山先生五臣注文選、跋始知兼續之所梓行、於是方信其注意文字、合攷之語不安也、兼續頗有將略、惜其肆意反曠、寇鈔山形、陷伽屋、攻長谷堂、與最上義光相持關原之敗、旋師于會津、皆有法度、時人稱之、唯上山之戰、不用上泉主水之言、使之憤激致死、不厭人望耳、總之、兼續罪魁也、當與逆黨同誅夷、而東照宮包荒之量、赦而不問、及難波搆兵、志貴野之戰、出奇制勝、雖功不贖罪、而竭力戎事、干戈既戢、能以文籍自娛、當時武夫健將亦所罕有、偶論詩文及之。

此文書生の常談にて、時勢をまらざるの言なれども、兼續が全詩をまらせしが故にこゝに記すなり。我藏に兼續が和漢聯句百韻あり、其詩才有し、うたかふべからずとある。

淺野長祚は「寒檠瑣綴」に、戰國の詩には謙信の七絶・直江兼續の「行雁似人人似雁、洛陽城裏背花歸」の詩・政宗の「馬上往年過、世平白髮多、殘驅天所縱不樂又如何」のごとき、何

も清健にして介冑の氣なきものと言べしと稱讚してゐるが、惜むらくは多くは散逸して今日自作として傳へられる兼續の詩は、僅かに數十首に過ぎないが、當時の武人の詩としては一倡三歎に値するものが少なくない。

歲旦 天正七年

冬風吹盡又迎春、(陽)春色悠々晷運長。

池上垂糸新柳綠、米澤地檻前飛氣早梅香。名選

此詩は兼續の二十歳の時の作、第一句は從來「迎春」と傳寫せられてあるが七陽の韻なれば「迎陽」の誤寫であらう。

賦人日詩

從五位下豐臣兼續

佳辰令月得春來、人日題詩更幾回。

猶說風流千歲後、米澤地含章樓下壽陽梅。名選

洛中之作

獨在他鄉憶舊遊、非琴非瑟自風流。

團々影落湖邊月、米澤地天上人間一樣秋。名選

雪夜園爐情更長。吟遊相會古今忘。
江南良策無求處。柴火煙中煨芋香。

兼續
未澤林泉寺
所藏短冊

此詩の轉句の江南を關ヶ原の意と解釋し、良策を良策と讀みて、江南の良き事も求むる所なく、關ヶ原の戦は思はし
くなかつたがそんなことはどうでもよい云々と、此詩の轉句に依り、關ヶ原關係に説き及んだ文獻もあるが、此の句
は、宋の太祖と其宰相趙普との雪夜の問答を引用したものに外ならない事は、兼續と三成の題下に於て更に詳説するこ
ととする。

以上の外に、兼續自作の詩は、在洛中、其邸に五山の僧等を招いて詩會を催した時の一首
と、慶長七年二月廿七日、龜岡文珠堂に於いて開催せる詩歌會の七首と、元和四年禪林寺を訪
ねた時の一首であるが、文珠堂の詩歌會は、當時上杉家が三十萬石に減封せられた翌年早々の
事であつて、家臣が一同協力して營々其復興に努力の最中であるのに、兼續を中心として、和
氣滿堂、雅會に興じた餘裕は上杉家武將の教養雅懐を知る資料であるから、詩歌百首を全部左
に記載する事とする。

此等の詩歌は何れも作者自筆の短冊であるが、一冊に表装せられ、僧泰安玄劉の序文があ
り、又寛永五年五月廿五日法印良永と、寛文八年霜月廿七日大聖寺住宥舜の添書きがあつて、

「和歌之出題大國但馬守實賴」と記されてある。又「詩歌九拾九枚仍第七番梅有連連ノ短尺書詞」
と、百枚中闕落一枚は後日補填せられたことが記されてある。

〔龜岡文珠堂詩歌百首〕

奥之西羽之南有山名曰龜岡昔有德一大師者於本朝安文珠室利像者五所此山便是其一也、
無編無素詣于此山哩禱心事則無願不成矣今茲慶長壬寅仲春廿七宴宴

豐氏兼續公携二十餘員之雅友入于此山賦唐詩倭歌一百篇其詩之妙也其歌之奇也裁錦繡
磨金玉定千年之風致也聚作一冊以需予書題辭擲揄者數回雖然嚴命不獲已謾序。

前華國泰安玄劉

と○

朱印

元日

楊柳其賓花主人 屠蘇舉盞祝元辰 兼續
迎新送舊換桃符 萬戶千門一樣春

立春

雪ふかくぬりふしさに春たつと
あけすのかまむみよしの山 綱秀

兼待 袖をへてひく野に松を殘しほ

子日 又來む春の子日をそまつ 富隆

霞隔 煙波渺々日融々 霞隔行舟興已濃 秀定

行舟 無數歸帆看不見 櫓聲却在夕霏中

雪中鶯 山さとの道かすかなる雪の中に 春をまらする鶯の聲 秀景

蛙啼 ところ／＼小草花さく春のひの

苗代 なはしろ水にかはつ啼なり 秀光

梅有 わか宿の一木の梅も日のうつる

運連 みなみの枝やまつさきぬらむ 能元

獨摘 たちよれば澤邊にうつる水影を

若菜 友となしつゝ若菜摘也 忠廣

行路柳 隨風帶雨日顛狂 楊柳枝々行路傍 玄劉

若是有情應繫別 絲來縫去一春忙

蕨未遍 朝日さす嶺のほゞきの雪消て 隠其

歸雁 歸雁聲々只懶聞 月明影落數行群 朝清

瀟湘何事背春去 飛入塞天萬里雲

華未開 あらたまの春たつ日より咲ぬやと 長賢

またるゝそのゝ花ハいつ見む

華盛 處々華開烟雨中 遊人携杖惱東風 朝清

春來忽以陽和力 開盡枝頭爛漫紅

欲散花 咲花もやゝ色ふかく成ぬれと 長朝

空ゆく風の音もうらめし

故郷 たちかへり又をむ春のぬるさとよ 信能

桃さくはかりむかし成けり

松上藤 百尺藤纏萬丈松 綠陰深處影猶濃 元貞

花開千紫垂纒絡 終伴蒼髯共化龍

折款冬

一えさハ手折てもみむ散花の
春のかたみに残るを万ぬき 其阿

樵路

山柴に岩根のつゝしかりこめて

躑躅

花をきこりのおひ歸る道 利貞

杜若

なかれゆくさハへの水にかけみえて

寫水

そこふもさけるかきつはたかか 家能

春月

朦朧春月半西殘 起捲簾成秋色看
一鏡時飛出霞後 曉移花影上欄干 元貞

更衣

九重の花のたもとをひとへには
ぬきかへかたきかつ衣哉 實賴

卯花

白妙の波やかけ散る玉川の

遠家

さとのめくりにさける卯の花 氏喬

郭公

蜀魄聲々綠樹濃 遊人一聽淚無從

數聲

幾回來上動歸思 臍噓庭前栽箇松 玄劉

馬上

くるゝ日を馬に任せてゆく山の

聞蟬

空に蟬鳴松化した道 續忠

沼菖蒲

おり立て曳袖かほる沼水の
あやめもよかぬ露の色かか 富隆

五月雨

日かすへてふるさみたれよ小舟さす
むかひもと茂しさとの中川 能元

罹麥

草／＼の中にも分て見えぬるハ
からくれな井のなてしこの花 秀光

螢入簾

涼螢度竹影横斜 忽入疎簾夜色加 兼續

深更

ふくる夜の月のかつらの河きしに

鶉河

なかれてと茂き鶉飼火のかけ 高信

照射

夏山のみねのともしの影見れば
ゆふやその夜の星やいつらん 實賴

百合草

夏草に露もよられてさゆりさく
むそ野の原の雨のゆふ暮 隠其

泉爲

せきいれし水にや秋のちかからし

夏栖

くるゝすみかハ夏としもなし 信能

夏月

夏の夜の明やすき月ハ明のこり
巻をまゝなるこまの戸の内 利貞

池蓮

吹露池蓮風色加 亭々淨植玉無瑕 元貞
一枝出水清香動 本是楊妃解語花

家々

家ノの御稜のぬさも流れては

夏秋

おなし川瀬の水のゑら浪 氏秀

風告

短夜のあけぬるほとに秋きぬと

秋使

ゑらせて過る風比音かな 綱忠

七夕

逢七夕穩天未晴 牽牛織女更多情 元貞
銀河忽被微雲掩 流水終背白髮聲

野萩

をきあまり露やこほるゝ秋の野の
小萩のうれそぬく風もなし 綱秀

刈萱

故郷はまかきけうちもかるかやの

亂籬

みたるゝはかりぬくあらしかか 家能

女郎花

暮ふかく立るさり野の女郎花 隠其

淺茅

名にしおふ淺茅る露ハ淺ららて

露重

なひくそりり又見ゆる暮りか 長朝

蘭香

暮るゝ野比枕にかほるふちそかま

薰枕

ことしも秋やきてかへるらん 忠廣

荻聲

轉寢の枕の夢はおきの葉の

驚夢

聲よりさめて秋ハきにけり 綱秀

夜鹿

夜聽鹿鳴頻斷魂 翠微深處數聲喧 玄劉
呦々呼友麋孤枕 懶似巴山暮雨猿

雲間雁

あけほのゝ空より聲乃先おちて
雲まにみゆる雁の一つら 忠廣

槿花

忽見槿榮秋思加 朝開暮落小籬笆
凄々風露半窓外 纒保紅顔一日花 秀定

翫月

秋天雲盡太堪憐 嗟倚欄干月色鮮
三五夜中人不寢 家々醉賞一簾前 秀定

三日月

かけはまたほのかにみろの月なから
秋とハしるきひかりなりけり 實頼

駒迎

もち月の影澄のほる相坂の
關路の駒や今ひきぬらむ 富隆

九月十

残る夜をおもへはいとゞ惜まるゝ
名ふかき月の明方のそら 其阿

三夜

天涯行客豈消憂 半夜霜風礮訥幽

搗衣

閑月明時多搗恨 漢宮遠報一簾秋 朝清

聲幽

蟲聲悲

えらひつゝこよひや野邊の枕せむ
こゝらのむしの聲にひかれて 綱忠

菊花

菊逢秋日露香奇 白々紅々華滿枝
好把西施舊脂粉 淡粧濃抹上東籬 兼續

雨後

停車坐愛夕陽前 紅葉翻々雨後天
樹々半晴如灑錦 吳江秋色自西川 秀定

紅葉

初時雨

きのふけふ雲のけしきそかはりける
まくれや冬をさそひきぬらむ 秀光

落葉

夜臥巖房夢易驚 滿山落葉似秋鳴
辭枝片々隨風去 便向林間作雨聲 玄劉

枯野

春はもえ秋は花さく色かへて
かるゝ野中の霜の下草 朝秀

寒庭霜

枯のこるまゝきをしなみをく霜の
ふかきあさけの庭のさむけさ 能元

閉上葎

ねやの戸はあとも枕も風ふれて
あられよこきり夜や更ぬらん 利貞

夜千鳥

わか影を妻としたひて夜もすから
月の入江に千鳥啼なり 長朝

松雪

孤松吹雪倚岩檐 一夜枝頭白髮添
兼續
睡起朝來閉箔見 濯橋詩思在蒼髯

氷上雪

ふりぬれとたまらさりしも汀より
氷れハミゆる雪の一村 氏秀

濱寒蘆

吹とをる濱風さえて予の / くと
霜のそなる芦の一むら 綱忠

月前

萬代はかねてまらるゝ時なれや
月に聲をむ里の夜神樂 元忠

神樂

暮鷹狩

山陰のくるゝ片野の鷹人は
かへさもさらに袖のしら雪 利貞

深山

住人のありともえらぬおく山よ
のほるけむりや炭をやくらん 實頼

炭竈

閑居

閑居寂々飽看槽 爐火煎茶當晚塗
元貞
雲自爲庵巖自壁 手燒榻榻忘殘寒

爐火

佛名

唱へぬるほとけの御名ハともし火の
かけふけつゝもこえそのこれる 信能

除夜

鳥鐘のこゑきくまでとともそ火の
かけふたく香そ空にみちぬる 綱忠

末通

よりそふもまた色深き面もちを
いつうち解てことかはさまし 忠廣

詞戀

始曳戀

曳見むもさすかなりとハ忍ふ身も
おもひあまりてをくる玉章 其阿

逢戀

風花雪月不關情 邂逅相逢慰此生 兼續
私語今宵別無事 共修河誓又山盟

後朝戀

聖電合歡終作寃 何圖今夜得君恩 元貞
斷腸告別五更後 月白板橋霜一痕

未契戀

年少風流甲世間 僉言容兒貴妃顏 宗繁
蒙塵蜀道當時夏 比翼連枝可不攀

來不

夢に來てうつゝにかへる面かけの

留戀

のこるかひなき間のうち哉 長朝

隱在

さよふかくまのひきぬれひきゝなれぬ

所戀

こゑうちたてゝその人いなし 家能

絶後

なか／＼に思ひたえにし夕暮を

驚戀

又おとろかすふみのつてかな 隠其

片思

幾ゆふへわかまことをや絲やの戸に

たちふるせとも人きつれなき 信能

老後戀

思あまりまことならさる夢をさへ

かたりいてぬる老のあはれさ 氏秀

待戀

欄干倚遍覺儂然 有約無來漏刻還 玄劉
虛楚惱人眠不得 風搖松竹一簾前

軒松

積翠軒松啼子規 牀頭寂々夢醒時 朝清
庭前有介万年樹 夜々風聲侵老涯

庭遺水

苔のむす庭の岩まに流ゆく 忠廣
水もみとりの色やそふらむ

窓前竹

終日聽前奈寂寥 自我脩竹樂逍遙 元貞
非含西嶺千穠雪 唯慣七賢出晋朝

園基

閑邊相對思無邪 終日園基夕照斜 朝清
一局聲宜竹樓上 夜來幾度落燈花

行客

むかし見しなからの里いあれぬると 富隆

休橋

橋のほとりに休むたひ人

薄暮煙

眞柴たくけふりも雲も夕くれの 能元
かせのまに／＼なひくそらかな

野亭風

まはらなる野への庵りいとしく
かせのをとさへはけしかりけり 秀光

海路

煙波月白映斜輝 獨數寒鴉南北磯 宗繁

日暮

唼到芦花江水上 漁翁繫得釣舟歸

山家

盤石垂蘿避世塵 山中舊宅獨容身 兼續

蕭寺

白雲深處行人少 峭壁攢峯蓋四隣

曉鐘

紛々世事未曾聞 寺在林間小路分 玄劉

觀無常

門外更無車馬客 晨鐘夕梵出深雲

閑中燈

支枕幽齋夢不成 疎鐘報曉太多情 兼續

豐山霜白一聲裏 月落烏啼三五更 兼續

鳥邊野やよそのなかめの夕煙 隱其

往事

あはれといひし人もいつらハ 吹かせもまつかにくれておく山の
いほりまらるゝともし火のかけ 家能

如夢

來しかたを思ひ出れば行をえも
ゆめのうちなる夢の世の中 富隆

餞別

折柳橋邊淚幾回 駐鞍終日舉離盃 宗繁

旅行

歸舟早載春宵月 呈我江南一朵梅 玄劉

夜鶴

露宿風冷征袖霑 千莖白髮万莖添 玄劉

船過江

出門遙望片雲外 又向誰家借半檣 玄劉

眺望

更る夜の松の嵐に夢さめて
聞も侘しき老鶴のこゑ 其阿

端難祝

吹風に入江の小舟漕きえて
かねのをとのみ夕波の上 利貞

作者探題之衆

漢才之衆

- 兼續 直江山城守 七、
- 秀定 鮎川与五郎主計事 四、
- 玄劉 弘德寺泰安和尚 七、
- 元貞 中掘入道元勢 七、
- 朝清 宇津江九右衛門 五、
- 宗繁 三、

已上六人 詩員三十三

和歌之衆

- 綱秀 倉賀野左衛門五郎長左^{後二}工門 三、
- 富隆 八王子民部 五、
- 秀光 鴻上弥太郎 四、
- 能元 安田上總介 三、

- 忠廣 藏田惣左衛門 五、
- 隠其阿 称念寺隠居 五、
- 長賢 宇津江藤右衛門 一、
- 長朝 千坂左市對馬事 五、
- 信能 岩井備中 四、
- 其阿彌 若松東明寺 四、
- 利貞 前田慶次 五、
- 家能 吉益右近 四、
- 實賴 小國但馬 五、(出題者也)
- 氏秀 來次出雲 四、
- 續忠 春日与十郎主膳事 一、
- 高信 滿願寺仙右衛門千坂伊豆 一、
- 綱忠 楡井織部 四、
- 朝秀 來次吉藏左近 一、

第二章 兼續と文事

元忠 春日右衛門 一、
 長廣 高津刑部 一、
 秀景 高津七郎太郎五郎兵衛 一、
 已上二十一人 歌數六十七首
 惣々廿七人

兼續（重光）が京都の直江邸に五山衆等を招いて詩會を催した時の兼續自筆の五山衆等の詩が、今も上杉家に所藏せられて居るが、兼續（重光）は始め江齋と號し、後ち鈎齋と改め、此詩會には鈎齋の號を用ゐてある。

（包紙ウハ書）

〔異筆〕

「印」

京都直江山城守宅にて

五山衆詩

表題
「殘暑促假裝」

「

休道炎蒸与夏齊、朝來爽氣已凄々、

（守藤集雲）
不二庵

胡爲殘暑促行裝、穠樹涼蟬三拍鷄、

紅暑猶殘雖座侵、假裝已促喜人心、

正因庵

清風稍覺送穠熱、次第聲涼松樹陰、

炎熱穠闌漸盡時、先西風有入窓來、

南明院

曾言殘暑推難去、假裝欲歸天一涯、

秋至常愁殘暑苛、朝來初覺假裝俄、

（元良）
最岳

炎官此去知何處、蕭颯西風三疊歌、

酷暑夏過何振威、朝來料識假裝歸、

（玄召）
棠陰

翰風起日炎蒸去、正是張翰似見機、
蕭々爽氣滿蒼穹、纔促假裝炎帝怒、

(林)
永喜

送暑新涼以何饒、柳條換得一簾風、
溽暑纔殘池水澗、且將團扇廢投閑、

(重光)
鈞齋

假裝簡易早歸去、浙瀝穠聲在樹間、
白髮驚看爽氣新、清風吹起芥萎辰、

元親

秋鴻社燕所何似、殘暑催歸涼作賓、
殘暑朝來促假裝、天涯穠色現微涼、

(米次)
氏秀

離筵不惜炎蒸客、吟罷清風到夕陽、
漸促假裝暑愈微、清風自是入柴扉、

範利

炎官告往鷄鳴後、一点新涼透客衣、

元和四年十一月下旬、兼續(重光)は彼が建立した禪林寺を訪問し、七絶一首を賦し、前書を副へてある。

元午仲冬下澣、余一日寄駕於新築之禪林寺、此地有經堂之靈也、有神祠之英也、青松碧流、
僉以山門之境地也、是日也、寒氣料峭、飛雪封條、恰如春樹着花而已、四隣觀覽之美、倍万千、
舊古者實老禪卓錫謂也、此時此興、懷不可攜、漫賦俚語一篇、以表他日異日花園轉住之賀、

(重光)
鈞齋

言爾希改正。

卓錫神祠靈地隣、講筵平日絕塵緣、
禪林寺裏枝々雪、認作洛西華園春、

上杉編
年文書

以上の外に上杉家所藏の扇面八枚は兼續自筆であるが、自作ではあるまい。多分景勝の命に依り、古人の詩を選んで揮毫したものであらう。上杉文書三景勝直書に

猶々何も聞事不及申候、萬吉々々、以上。

扇面詩之言一段氣ニ合申候、尤としりき少も可然候、其筋々の深仰之佛神、まこ一段ひさうの事候へ共、是ハ書のみるこおよそす候、定而安國寺も、其方も、御きうごやうたるへく候、いろさお直ニ可申候以上。

とあつて、兼續に與へた書狀の草案と思はれるのが、此の扇面の事であらうと思はれる。

上杉家所藏の兼續の詩扇面

第一、

表は常夏花模様撒し銀題詩

莫忘今年花發處

西湖西畔水山前

背はすゝきに龜甲模様骨付

第二、

表は破墨山水撒し銀題詩

航船一棹百分空 十載青春不負公

今日鬢絲禪榻畔 茶烟輕颺落花風

背は水墨鬪牛模様撒し銀骨付

第三、

表は河骨模様撒し銀題詩

床頭枕是溪邊石 井底泉通艸下池

宿客不眠過半夜 獨聞山雨到來時

背は桔梗の花に撒し銀骨付

第四、

表は無模様撒し銀題詩

相忘來此又忘歸 竹瘦苔深一徑微

不覺樹梢藏宿雨 輕風吹落濕人衣

背は撒し銀萱模様骨付

第五、

表は撒し金鐘龍模様半面題詩

雲意不知殘照好

第二章 兼續と文事

却將微雨送黃昏

第六

表は撒し銀河骨模様半面題詩

山雪樓頭半夜明 天風吹下讀書聲

勸君莫把離騷讀 見說梅花恨未平

第七

表は抹金水墨山水模様半面題詩

春色無高下

花枝自短長

第八

表は撒金瓦杏七寶繫き模様半面題詩

花裏小欄人不到

流鶯啼起去年心

此中、第二は晚唐の詩人杜牧の詩である。杜牧は字は牧之、樊川と號し、杜甫の大杜に對し

て小杜と言はれ其の阿房宮賦は人口に膾炙する所である。此詩の前二句は、大盃を傾けた豪放の青春時代の事を叙し、後二句は晩年茶煙を樂む靜寂の境地に及んだものであるが、景勝兼續の間柄の寓意の様に思はれる。

尙ほ米澤林泉寺所藏の短冊に、

銀燭秋光冷畫屏、輕羅小扇撲流螢、

玉階夜色涼如水、臥見牽牛織女星、

とあるのもまた杜牧の詩である。

此の如く兼續が杜牧の詩を好んだ所以は、杜牧は剛直にして奇節があり、常に大事を論じ、利病を指陳する事痛切、又好んで、兵を談じ、孫子の註を書いたと言はれて居るから、其詩は勿論、其人物に傾倒した爲めであらう。

兼續の文章として、稱揚すべき大文字は傳はらないが、相當の力量はあつたものであらう。只彼が漢文にて著作した「軍法全」に就て、其片鱗を窺うに過ぎないのは甚だ遺憾である。

(第三章 参照)

第四節 兼續と聯句

當時、連歌或は聯句は、一般に流行して居つたが、上杉家中に於ても、連歌會或は聯句會が屢催され、兼續も、亦漢倭聯句・和漢聯句を好んだ様である。天正十六年正月十一日、春日山城に於て、景勝一座の連歌會が催された。昨十五年十月には新發田重家・五十公道壽齋を誅戮して、國內始めて平定し、今爰に十六年の新年を迎へたのであるから、景勝の欣快や想ふべしである。上杉家記

一床書室雜集

天正十六年正月十一日和歌之御會

松の世を花ともうつせ宿の春

雪に嵐を越る年々

谷川や氷を波の打出て

流の末の廣き湊へ

景勝公

上條彌五郎

木戸元齋壽三

山岸中務尙家

漕よする數はあまたの泊り舟

月二見なれぬ袖すゝく暮

野を遠み鳴虫の音やしける覺

露之色ある叢の道

朝かほり出る光の程にして

すむハ誰ともわかぬ垣内

叩く戸の抑もあらず引籠り

問を恥かし老樂の末

きく毎に聲ひとしほの郭公

やすらひ暮す夏山の陰

ゆり出る眞柴の道の曉に

結こあかす袖の下水

泪こそ憂き衣々の餘波なれ

又逢ふまでハ知れぬ身の果

安田上總能元

大石播磨元綱

岩井備中信能

八王寺民部富隆

水原常陸親憲

本田辨丸資信

宇野紅松軒政廣

泉澤河内久秀

千坂與一長朝

萬祥寺其阿

淺間岩見宗忠

大國但馬實頼

宇津江朝清

甘粕備後廣信

旅立に情の程ハ酌そへて

須田右衛門長義

さむき覺て風そ過行く

板谷佐渡光胤

朝露や夜の間の月の影ならん

唐人式部清房

煙もなびく竹の村々

清野清壽軒範眞

此一座の人々は、多くは千軍萬馬戰場往來の猛將勇士であるが、此の風流雅懐を見れば、上杉家中の武士の教養を推知する事を得る。

此の連歌會には何故か兼續が加つて居らない。然るに、此月の二十七日宇津江朝清邸で催された漢倭聯句會には出席して發句して居る所から見れば、或は寒冒程度の病氣でもあつたのであらうか。上杉家記には上洛中ならんと記してある。

梅爲逢春富

(兼續)

千里をも我そのゝ鶯

江齋

(木戸寺三)

城州公
略傳

天正十七年九月廿九日に、景勝一座の漢倭聯句會が開催された。恰も此時は佐渡平定直後であつて、其祝意があつたものか、景勝が「霜葉凱戦錦」と發句をなし、大國實頼が「かみなか

下もゆたかなる州」と結んだのである。

霜葉凱戦錦

景勝

いさめれこ梅乃さとちりき秋

紹看

月そすむ雲を軒その山見えて

曲肱

景佳催雅遊

清叔

報春鶯語緩

兼續

和暖燕吟脩

朝清

ろすまぬる川邊乃柳うちなひき

實頼

雨にまをしきつあきをく舟

壽三

獨速漁簑濕

言俊

ぬく笛さけ乃音を幽かり

曲肱

とをるゝやおもふまよきの前とより

紹看

饜閑暗結愁

兼續

染無乾涙袖

清叔

露をけりぬ旅の休らひ

實頼

積霧隔造岫

朝清

永霄酌督郵

言俊

友依期月會

兼續

賢爲筑臺求

清叔

九重や行を歸るもまげからず

實頼

うさせ託をぬきぬれを伴き

紹看

もろともよいうく野やまの櫻より

曲肱

かみなか下もゆさろか添州

實頼

細川幽齋の「東國陣道乃記」の天正十八年七月廿二日の所に

大日本古文書
上杉家文書

廿二日、木曾のうち福島と言ふ所に、日たかくつきて所々見物せしに、よしある山寺の門に入りて見れば、額に萬松山とあり、寺内に行きてたつぬるに、住僧と思ほしき僧に出られて、しかく、物語りあり、寺號は興禪寺となんいひける、(豊臣秀次)江州黃門草津湯治の刻南化和尙一宿、又直江城州宿られける時、聯句などありたるよしありて、主の句など語られける。

とあるが、天正十四年景勝最初の上洛の時は、秀吉の命にて沿道諸侯の盛大なる歡送迎等があつて、兼續は其應對に多忙で、聯句會開催等の閑暇はなかつた筈であるから、多分天正十六年の二度目上洛の途次であつたのであらう。

兼續は此の如く、少閑あれば文藝に遊ぶと言ふ高雅なる趣味の人であつた。兼續は漢詩、漢文を能くして其の作詩も少なくないが、和文の著作とか、彼の和歌と言ふものは殆んど傳はらない。

聯句會にても、兼續のものは常に漢の句のみであるが、文祿二年正月十日、景勝朝鮮に在つて將士と連歌會を催はした時は、

賦何人聯句

我國と立かへるとしの霞哉

景勝

雪に應なくはるのとお山

兼續

本間光正
所藏書文

と主從唱和してゐる。

天正十九年三月初旬、兼續が京都に於て細川幽齋と聯句を樂んで居た事は、相國寺の日記鹿

苑日録の同年三月七日の所に記されてある。

七日、早晩勤行如常、鹿苑堂僧來也、自雲興廣首座、双瓶二對、豆腐到來、裁書伸禮謝而已、自幽齋發句、現來句曰、花の後歸るを雁の心哉、臨遺于越州直江公焉、云々

此の幽齋の發句は、豫め兼續の作詩として最も有名である上二句の關けて居る所の、「春雁似吾吾似雁。洛陽城裏背花歸。」を知つて發句したもの歟。或は此句の考想に依つて兼續の詩作となつた歟。其何れが前後なるやは不明であるが、互に關聯する所あるものと思はれる。

元來兼續は國文は不得意であつたか、又は當時一般に變體漢文の流行した爲か、和文の著作品が少ないが、さりとて國文學の修業を怠つた譯ではない。嘗ては兼續は自ら古今集以下十餘の歌集より百十數首の古歌を撰んで「師說撰歌和歌集」と號し、上杉藩中武人にして文學の造詣深き木戸元齋壽三をして、天正十三年三月之に註釋せしめた事もある。

佐々木信綱
所藏文書

此一冊直江山城守兼續行有餘力おりく、に書あつめて註せよとこはれ侍ける時に、太政大臣の心の水の御歌思ひ得たれとも、頃日の懇志一入再入の紅よりも深し、依之、いなひかたければ、病筆をそめて紙上にむかへとも、心冥々として詞俗也、四季の次第を調れ

は作者の位次雜亂せり、神慮もとかめおそろしく、人口もは、かりおほし、はやく、丙丁童子にあたへらるべきもの也。

天正十三年三月七日 木戸元齋壽三

此の集は、文祿の役、景勝朝鮮在陣中、佐竹義宣と共に、木戸元齋をして陣中に進講せしめた。無論隨行の兼續は陪講したことであらう。其折、元齋は佐竹義宣に所望せられたので、歸朝後、翌年の文祿三年六月廿八日に清書して獻呈した。

此一冊草書の侍りけるを、太閤秀吉大明をせめ給う時に、日本國の人數半を分ちて渡海す朝鮮の都をやふりけるに、異國の軍士面をむかふる事かなはねは、大明王懇望し給ふによて、勅使肥の名護屋に到來して和事相調畢、其後、越後宰相景勝、佐竹義宣渡海の刻、予も屬之て百濟國の中浦浦其牛川所々に在陣の中よなく、閑談に勞屈をのへて侍る折ふし、佐竹義宣所望し給ふによて、又かきあらためて獻之、世上の人嘲不少のみ、

佐々木信綱
所藏文書

文祿三年六月廿八日 木戸元齋壽三

兼續は在洛中、當時連歌師の巨匠臨江齋里村紹巴と交り、紹巴邸に開催した和漢聯句會に臨

んで居る。此時は、紹巴・心前(紹巴の子)、昌叱・有節・有和・友益等の宗匠、兼續・西咲(承兌)、
玄旨(細川幽齋)・壽三(木戸元齋)・朝清(宇津江)・玄俊(池上兵部少)の一坐で、大盛會であつた。

和漢聯句

葉をおもみ夏はうこかぬ柳哉

紹巴

露涼滿晚籬

兼續

山西看雨過

西咲

空のまかひの月ほのかなる

玄旨

遠聽秋天雁

有節

能鳴林苑樂

有和

野邊をさへ砌のうちの秋さきて

昌叱

戸ほそあくればはるゝ朝霧

心前

をとせしや枕のまへの一時雨

壽三

風帆添旅思

朝清

暮鐘歸計促

玄俊

をくれし袖をまちつるゝ道

友益

烟微村市散

兼續

あらしはけしきをちの山もと

紹巴

瀧の音もなかれにつゞく水無瀬川

玄旨

厚霞漸斷時

西咲

捲簾春月上

有和

映牖曉花奇

有節

梅か香に夜はの枕をさそはれて

昌叱

峰霽獵聲起

朝清

ふもとに鳥の聲そたち行く

壽三

舟去汀鳥靜

玄俊

盃迎問社宜

兼續

もろ共にもみちむしろを敷あるく

紹巴

若逢隨電頃

有和

至臘梅疎影

日よりを受くる谷の水上
かゝりさす鶴舟放れす引下し
薪とる人そ暮て迷へる

世難如履薄

境靜好題詩

不背龍山耳

秋よりつもる雪は富士のね

霧こむる清見の磯も明はるゝ

暴吹船何之

潮激蒼海吟

欄晴素月移

暮ぬとて人もかへらぬ櫻の上

南の風のたもとにやいる

朝清

玄旨

紹巴

壽三

玄俊

西咲

兼續

心前

昌和

有和

有節

兼續

玄旨

紹巴

香殺蓮君子

屈躬棉祖師

むかひるる壁に心のしつまりて

ちらぬこそたゝしなの寫繪

爰かしこ柳か枝にけさの露

かきは霜ふり有明の月

入局山黛様

興國代洪基

又年次は未詳であるが、京都に於て承兌等を招き、漢和聯句會を催したことがある。

有和

有節

心前

昌叱

玄旨

壽三

朝清

西咲

(包紙ウハ書)

「異筆」
「一印」

京都ニテ直江山城守相國寺兌長老を招漢和興行之懷紙寫

「筆者」
宇津江朝清

楓散風紅色

まくは、はとの山乃傍

月よかる霧比降そふ瀧暮ちて

捲簾好賞商

幕天看盡鴈

田面比原のろすむをち方

川音も日比さす影も長閑よて

雪消岩徑彰

經、祖、樵、歩、倦

かさねる山登雲に藏家

扇こそ明行月比名残かれ

空閑幾、斷腸

とわれしと、たもふろ内小憑せれて

十年釣、渭、姜、大、公、望、也、

西 昌 氏 兼 仙 了 紹 朝 言 壽 素 昌 西
 吟 茂 長 續 需 清 俊 三 仙 秀 茂

鷗邊無、翻、陟、進、退

ぬもとの嵐吹をつる迹

たえく、比霧にむら立松みえて

秋、寺、不、尋、常

鐘、破、永、宵、夢

敷ろへりりか衣手乃霜

雪ふと、はほもらぬ花の苔むしろ

風、微、桃、李、場

春遊歸計少

雲のそかりになく夕鶴

ろすむ野の日比色うすミ雨晴て

分行さとよほ、くむら雷

景、落、畫、工、手

山、彰、金、佛、相

兼 長 意 需 清 旨 三 言 西 仙 長 茂 需 續

を初瀬やくるとはくとの鐘の聲
月よそけしき秋の川籬

冷袖舟先繫

露盤玉已瑤

浮かよほきれやを海の亂葎よ

淡燈照獨床

童眠書儘擲

道乃をしへそうたゝ忘る

さきうつる行衛をたとり山くれて

眞柴あるた乃ろるるかさ岡

花雖幽處美

杏在遠村粧

秋もふとち浦とひよほらぬ春かれや

溪流飛羽鱗

三 意 俊 吟 仙 清 績 三 意 旨 吟 需 茂 績

をらさしとかをしを君ろ恵まで

志もろ志をまで人そ惶ふ

矮屋難推暑

密雲奈隔郷

ろへりみる跡遠さるる旅乃空

浪よりなみにこく興津難

更深月寒近

日昇峯近望

霞もや山ろさ分て晴ららし

不のろふろへる鴈の一行

塵裡負春客

朝來下殿墻

偽眞難辨約

あひたもふよもつらき妨

三 仙 清 俊 長 意 需 吟 旨 長 績 清 吟 三

露間疎影月

秋の田つら此行ろひも無し

を、寒き伏見此野邊のくるよに

風のまゝなるすゑの筈

閑寂鳥知樂

聯翩蝶似狂

花さくハをみれましど此くさむらよ

霞融詩債償

凡ふもたゝ酒のむしろよくらして

市比ろりやよとほる賈

ぬりきぬる雨此氣色を三輪崎

袖は杉間此風そ荒さる

波激停征櫓

海深括智囊

俊 茂 意 旨 需 咲 仙 三 意 長 績 仙 清 霽

濁酒胸不混

今古力擒強

國遠き御調もそこふためしあまや

民の家居も猶昌かり

晚煙山鎖着

朧月水念忙

瀧津瀬よききとめられぬ花散て

まけえろよる岸此青楊

機外遊絲亂

樓頭横笛揚

ほまとのたもひもほさる秋のくれ

別涙露讓々

電頃相逢處

のこたもうすき袖の移り香

咲 績 旨 茂 俊 意 旨 需 俊 清 咲 長

ゆうへの空に月そさえ行

(中條興次)
三盛

山城守及
其時代

又同年十二月十五日、米澤直江邸で和漢聯句會を開き、景勝も之に臨んで、
夢想

和漢聯句

堂のすみより世にそ出ける

景勝

年を経てなをえの松そさかふかや

同上

吟春臘底梅

兼續

山城守及
其時代

と主従和樂して、三十萬石に減封された年末と思はれない。

以上是迄記載した兼續一坐の連歌及び聯句會は我等の乏しきしかも確實なる資料のみに過ぎないが、此外に、随分屢々催された事であらう。

第五節 兼續と書道

兼續が何人を師とし何人の法帖に依つて書道を學んだかは不明であるが、其書體に聊かも拘



直江與六書狀
(藏所 伯杉上)

直江兼續書狀
 御座候へ共、此の御座候儀、如何共難儀候事、萬事、咲止
 奉存候、當月こそ、惣人數被集置之條、いつかへも御心之儘ニ被召使候へ、來月ヨ
 には、如何御座有へ候哉、増目之儀者、被指捨候共、ざりとてハ御當城御門番計之
 御つもりニ多も無之候ては、とひの覺もちろい申候、亦山下新地根地之事も、後日ハ
 ともくも候へ、先々此度計ハ、御在番之儀をも、手堅不仰付候てハ、外見まても御
 立てりいふき御心中之様ニ可存候口惜存候、一向に罷成間敷事候ハ、最前より被
 打止之處ニ、なぬいニ地利をハ取立られ、武主之御つもりもふき事、御内々之儀を
 ハ不存候而、御油斷之様ニ可申事、いかに、能々御取成任入候かしこ
 まつり候、
 直江兼續
 兼續
 兼續

直江兼續書狀
 (藏舊氏郎太横賀志)

直江兼續書狀
 御座候へ共、此の御座候儀、如何共難儀候事、萬事、咲止
 奉存候、當月こそ、惣人數被集置之條、いつかへも御心之儘ニ被召使候へ、來月ヨ
 には、如何御座有へ候哉、増目之儀者、被指捨候共、ざりとてハ御當城御門番計之
 御つもりニ多も無之候ては、とひの覺もちろい申候、亦山下新地根地之事も、後日ハ
 ともくも候へ、先々此度計ハ、御在番之儀をも、手堅不仰付候てハ、外見まても御
 立てりいふき御心中之様ニ可存候口惜存候、一向に罷成間敷事候ハ、最前より被
 打止之處ニ、なぬいニ地利をハ取立られ、武主之御つもりもふき事、御内々之儀を
 ハ不存候而、御油斷之様ニ可申事、いかに、能々御取成任入候かしこ
 まつり候、
 直江兼續
 兼續
 兼續

直江兼續書狀
 (物什寺泉林市深米)

猶やいせんより度々申上候へ共、此の御座候儀、如何共難儀候事、萬事、咲止
 奉存候、當月こそ、惣人數被集置之條、いつかへも御心之儘ニ被召使候へ、來月ヨ
 には、如何御座有へ候哉、増目之儀者、被指捨候共、ざりとてハ御當城御門番計之
 御つもりニ多も無之候ては、とひの覺もちろい申候、亦山下新地根地之事も、後日ハ
 ともくも候へ、先々此度計ハ、御在番之儀をも、手堅不仰付候てハ、外見まても御
 立てりいふき御心中之様ニ可存候口惜存候、一向に罷成間敷事候ハ、最前より被
 打止之處ニ、なぬいニ地利をハ取立られ、武主之御つもりもふき事、御内々之儀を
 ハ不存候而、御油斷之様ニ可申事、いかに、能々御取成任入候かしこ
 まつり候、
 直江兼續
 兼續
 兼續

謹而言上仕候、仍昨日如申上候、物之足輕御臺飯之儀、如何共難儀候事、萬事、咲止
 奉存候、當月こそ、惣人數被集置之條、いつかへも御心之儘ニ被召使候へ、來月ヨ
 には、如何御座有へ候哉、増目之儀者、被指捨候共、ざりとてハ御當城御門番計之
 御つもりニ多も無之候ては、とひの覺もちろい申候、亦山下新地根地之事も、後日ハ
 ともくも候へ、先々此度計ハ、御在番之儀をも、手堅不仰付候てハ、外見まても御
 立てりいふき御心中之様ニ可存候口惜存候、一向に罷成間敷事候ハ、最前より被
 打止之處ニ、なぬいニ地利をハ取立られ、武主之御つもりもふき事、御内々之儀を
 ハ不存候而、御油斷之様ニ可申事、いかに、能々御取成任入候かしこ
 まつり候、
 直江兼續
 兼續
 兼續

吉松殿

直江兼續

被計策相調、因崎守於御對治者、新潟御代官之儀、不可有別義候、爲後日一筆進之候、恐々謹言、

天正十年

五月廿五日
堀沼藤七殿

參

直江

兼續(花押)

當表(田方)馬被申候条、從此方可被申據處、先日早々御飛脚、御懇意快然被存候、仍前爰
許備被任存分候、被顯直章之由得御意候、恐々謹言、
(天正十二年十一月十六日)

九月十日

米澤元

兼續(花押)

直江兼續
此書係直江兼續所書之書狀，內容涉及當時的軍政事務。文字為流麗的草書，筆力雄健，墨色濃潤。書中可見「直江兼續」等字樣，並有花押。此書現藏於東京國立近代史博物館。

直江兼續
此書係直江兼續所書之書狀，內容涉及當時的軍政事務。文字為流麗的草書，筆力雄健，墨色濃潤。書中可見「直江兼續」等字樣，並有花押。此書現藏於東京國立近代史博物館。



印文 兼續

印 兼續 兼江 直

狀書 兼續 兼江 直
(藏所者著)

狀書續兼江直
 (物什寺安帶具詰前物)

御書拜見、仍而白川々追々注進之趣被聞召願、御番參證人以下被召置候由、可然御
 仕置候、將又御直取之儀、先々被聞召合御才候、爰元申付、明後廿日ニ、參上可申候、
 木店所御尋之由可然奉存候、兩山ニも無心元事之様ニ申越候矣、栗林をとし必證人之
 儀昨日安田所まで申越候、とらく無油斷事軍一候、此由御披露、恐々謹言、
 山城守
 兼頼(花押)

狀書續兼江直
 (物什寺安帶具詰前物)

御書拜見、仍而白川々追々注進之趣被聞召願、御番參證人以下被召置候由、可然御
 仕置候、將又御直取之儀、先々被聞召合御才候、爰元申付、明後廿日ニ、參上可申候、
 木店所御尋之由可然奉存候、兩山ニも無心元事之様ニ申越候矣、栗林をとし必證人之
 儀昨日安田所まで申越候、とらく無油斷事軍一候、此由御披露、恐々謹言、
 山城守
 兼頼(花押)

已上、
 御書拜見、仍而白川々追々注進之趣被聞召願、御番參證人以下被召置候由、可然御
 仕置候、將又御直取之儀、先々被聞召合御才候、爰元申付、明後廿日ニ、參上可申候、
 木店所御尋之由可然奉存候、兩山ニも無心元事之様ニ申越候矣、栗林をとし必證人之
 儀昨日安田所まで申越候、とらく無油斷事軍一候、此由御披露、恐々謹言、
 山城守
 兼頼(花押)

十月十八日
 (清野長範)
 助二郎殿

飛々安房守ニも御書之趣可申聞候以上
 去十一月刻御書十五卯刻參齊則拜見仕候然者去九日夜申駿府御城火事出来仕候ニ付而
 御使者被遣候由先以御寸候相換義御座候ハ、重而可被仰下候恐々謹言
 (慶長十五年)
 十月十五日聊
 (千坂伊豆守)
 宛角調
 直江山城守
 重光(花押)

天地和合樂
 君旨合躰樂
 武運長久樂
 子孫繁昌樂
 所成成就樂
 榮長茂輝 並冠嚴
 正月朔 重光
 重光(花押)

直江重光筆五樂頌願書
 (上) 杉伯野所藏

束脚踏の風なく、如何にも暢達自在であつて、恰も兼續其の人の如しとも評すべき歟。其の楷行の書體に至つては、或は趙子昂の風格を存するが如く、又其草書に至つては、字體正確にして、其學ぶ所の深きを察せしむるものがある。

左に樋口與六時代、直江兼續時代、及び直江重光時代の書風を示さんが爲めに、彼の尺牘數通を掲載し、又彼一代中に數回改變した花押の寫眞を掲載する事とする。

第六節 兼續と茶道

茶湯大流行の時代に於ても、兼續を始め、上杉家中には、茶湯に餘り執心の人は無かつた様である。

兼續が承兌に答へた直江狀中に、「武具集候事上方武士ハ、今燒之炭とり、ふくへ以下の人たらし道具御所持候由、田舎武士は鎧・鐵炮・弓箭之道具支度申候、その國之風俗と思召、御不審有間敷候云々」とあるは、事實を申告したものである。然れども、兼續も上杉家の元老として諸侯伯及び其の老臣等との交際上、茶湯の心得のあつた事は勿論である。

上杉家の「天正十四年上洛日記」に、^(六月)十六日關白様へ御茶之湯朝會に御出候、關白様直之御加用同御手前にて御茶被進候、さて御會おさまり候て、直江山城千對馬二人彼御坐處爲御見候、其時宗易手前に被出候、御道具は、一、初花之すり壺一、月之繪、一、か婦らなしの花生、其他見物色々被出候事云々」とあつて、千利休の手前にて豪華なる茶湯の饗應を受けたのであつた。

「晴豊記」には、天正十九年閏正月六日兼續は勸修寺晴豊邸に於て景勝に陪し、茶湯の饗應を受けたこと及び同月十九日景勝が千坂景親を使者として晴豊を茶湯に招待したが、病氣の爲め不參、又其の前回の案内にも差支にて不參云々の事が記されてある。

文祿の役に名護屋滞陣中、神谷宗湛に招かれた事が宗湛日記に、

天正二十年壬辰三月

同廿二日晝

宗湛振舞

一越後宰相殿 直江山城 兩人

と載せられてある。さうして其返禮として、慶長二年三月廿四日宗湛上洛を好機として、伏見

の邸に宗湛を招き、茶を饗した事が宗湛日記に記されてある。

慶長二年丁酉三月

廿四日晚 伏見ニテ

一、ナオエ山城殿 御振舞 宗湛一人

書院ニテ食アリ 數寄屋ニテ御茶アリ

キロリ 新釜アミタ、ウ オシ板

畢蹟懸テ セト茶椀ニ道具入テ 畢袋ニ入 土ノ水指セト、メンツウ 引切

とあつて、如何にも素樸の茶であつた。

慶長十九年大坂在陣の時、飛鳥井家の家人清水某より抹茶を贈られ、之に對して答謝した案文が「直江山城守書留」に記されてある。

尊書拜見、殊抹茶一壺被懸御意過分至極奉存候、此表出陣以來不得寸暇候條、不得御意迷惑仕候、何様歸陣之砌、以參上可得御意候、恐惶謹言。

臘月廿一日

清水殿 飛鳥井殿内

兎も角も、兼續が當時の豪華なる茶湯道樂に殆んど無關心であつた事は、宗湛を響應した時の道具の組合にて明らかである。

其他、謠曲に付ても、市立米澤圖書館所藏の林泉文庫寄託本中に、伊佐早謙筆にて直江公御手澤本、と附札ある小形四冊の、「うたひの本」(羽衣、野宮、楊貴妃、養老)としてある寫本があり、又嗣子景明に謠曲・能等を習はせた事が、直江山城守書留にも明記せられてある所を見ると、兼續自身も相當に堪能であつた事と思はれる。

第三章 兼續と武事

第一節 武人としての兼續

史に現はれた所に依ると、永祿十一年十月、本庄繁長が芦名盛氏に誘はれて、武田信玄に通款して叛を謀り、信玄は信濃に入り、繁長を聲援した時、謙信は景勝を伴つて繁長を征したが、景勝は十四歳の初陣であつた様であるから、兼續の初陣も矢張り十五六歳の時で、謙信在世中のことであつたであらう。上杉謙信傳

天正五年、彼は十八歳であつたが、此の秋十三夜、謙信、能登七尾城攻圍中、人口に膾炙する雅宴を張つた時には、或は從軍して親しく曠世の英雄の風懷を目撃し、感激して居つたかも知れない。

兼續は、三軍を叱咤して、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取ると云ふ、攻城野戦の勇將ではないが、謀を帷幄の中に運らし、勝を千里の外に決すと云ふ智將である。従つて實戦に於て、

彼の功名として擧げべきものは甚だ少ないが、景勝の陣中彼の従はなかつた事は殆んど稀れである、即ち景勝の參謀長であつた。

兼續が砲煙彈雨の間に采を揮つて馳驅した事は、新發田征伐・長谷堂城攻撃・大坂冬陣位に過ぎない様である。

新發田征伐には、大いに勇戦力闘したと傳へられてゐるが、詳細は判明しない。

長谷堂城攻撃は第五章第七節の、「上杉氏と最上氏」題下に詳記してあるが、其退却の際の兼續の態度に就て、「最上義光記」に、

歸せもとせと云聲のみにて、我先にと逃行とも、案内をしらぬ事なれば、險き昔の細道に大勢逃がり、道橋よりせき落され、岩に碎かれ、或は水に溺れて、死する者數を知らず、味方はかれて案内者なれば、安かしの難處に追詰り討捕ければ、一人も助かるへしとは見えざりけり、然れども、直江は近習三百騎ばかりにて少も崩れず、向の岸まで足早に引けるか、取て返し、追亂れたる味方の勢を右往左往にまくり立、數多討取、此勢に僻易してそれら追捨引返しければ、直江も虎の口を逃れ、敗軍を集めて、心靜に歸陣しけり、其日味方打取所の首數、千五百八十餘と書きける、味方の勢も、雜兵かけて六百廿三討れぬ、義光公宜ひけるは、景勝一味の諸將、上方にて敗軍の由告來りけれども、直江すこしも臆せず、心靜に陣拂退口の様子周章た氣色もなく、剽、勝に乗たる味方の勢を數多討取、恙なく會津歸陣したる事、誠に景勝武勇の強き事にて、残りたりと、斜ならず感し給ふ。

とありて、敵將義光が兼續の武勇を感歎して居る。家忠日記、最上義光記、

慶長十九年十一月廿六日、大坂冬陣に於て、彼が指揮した直江隊の側面砲撃が戦の大勢に影響を與へた事は、第十一章に記載するが、此の役に於ける彼の勤功は録せられて、慶長二十年、即ち元和元年正月十七日、將軍秀忠より感狀・太刀一腰及び小袖を賜はつた。

十一月廿九日、戸田氏鐵が、彼の用人澁谷彌兵衛に宛てた書狀は、左の如くである。

返々其家中衆御人數も相違無御座之由、目出度存候、以上、

急度申入候、仍去廿六日のせりあひし、景勝様同山城殿父子被成御手柄、兩公方様も御感
こ被思召之由、御旗本衆も追々申來候、誠こ我等満足不可過之候、就者、貴所御兒達兄弟
から御手柄の由、伊丹半左衛門所々様子具申越候、さて、神妙なる儀とも感入候、貴殿
御満足致推量候、何も追々御吉左右待入候、山城殿同平八殿へも能様ニ可被御心得候、恐
★謹言。

戸田左門

氏鐵(花押)

(慶長十九年)
十一月廿九日

最上陣の退却及び大坂役の砲撃は、後日、徳川家康が、流石に兼續なりと稱歎したと傳へられて居る。上杉家大坂御陣之留、寛政重修諸家譜、最上義光記、台徳院殿御實紀、常山紀談、

兼續は自身は勿論、家中の將士の武器馬具の華美を戒めたが、上杉家の大元老としての嗜として、相當の裝飾は已むを得ない事である。

直江城州公略傳には、公の所持した槍は長鋒朱黒の打柄で、鞘は黒鬼たゞき、槍印は緋羅紗二枚で參尺二寸下る。又武器馬具等には豊太閤より拜領したものもあつて、烏毛十文字の道具は慶長年中景勝公の懇望で献上した。公の佩刀は常尺もので、亂れ焼、金の目貫でセツバやハマキも黄金であつた。刀銘は「正京」とあつて、中央の〇は穴になつてゐた。此陣刀は明治維新の頃迄公の生家樋口家に傳へられて居た。松本氏直江系圖 公が居常武器刀劍に心を寄せたのは、山城伏見の住金家に托して、鑄を鍛へさせたのに徴しても知るべきである。其鑄は表に遠山牧童にすゞきを配し、山城國伏見住金家とあり、裏は遠山にすゞきをちりばめ、直

江山城守依懸望作之と見え彫刻も頗る古雅幽遠のもので宛然雪舟の繪畫を見るやうである」とある。

城州公略傳には又、武士の心掛多しと雖も、五撰を專要とすべし。五撰の道たる甲冑は籠手に念を入るべし。胴は片ひけなきやうに威し、美麗を禁ずること可なり。太刀は精神釣り合ふて、骨を徹すを要とす。作を好むこと勿れ。假令業よしとも釣り合はざるを好むこと勿れ。鎗は勢つまりたるはよし。大身横手物は伸の研を專とす。馬はかんと爪を免すべからず。皆具は波を切るを要とす。弓は七分の繁を高々仕懸、根を改むべし。總じて鎗太刀具足に金銀を鏤め綺麗を好むこと士の本意にあらず。君に仕ふる者繼信が矢先に立つが如しと云へり。武士の境界平生万端の動作、此直体を取り失ふべからず。少しにても餘念にひかれなば、よし一旦の功をなすとも悉く虚妄とならん」と兼續の五撰の戒を擧げてある。

第二節 武事に関する諸掟

上杉氏の軍紀・軍律は、非常時は勿論、平時に在つても中々嚴重である。左に、其發令の年次に依り、之を列記しよう。

天正十二年四月、信濃國海津城代屋代秀正の反亂を討伐せる時の禁制は、左の如くである。

禁制

塩崎(信濃更級郡)

右於營村諸軍勢濫妨狼藉之事、堅令停止畢、若違犯之輩有之者、於立所成敗由被成、御朱印者也、仍如件。

朱印

天正十二年

奉行中

四月 日

上杉家記

文祿元年三月一日景勝は越後を發し、同月十三日京都に詣り、尋で肥前名護屋に着陣し、將士に在陣中の法令を頒つた。此の役、兼續も從軍渡海した。

掟

一 傍輩之内寄合、日遣順次々第堅令停止事。

付、下々ひさ屋入酒飲之事。

一 他方之衆爲知音出入致すへからさる事。

付、物見一切令停止事。

一日暮候而我陣所をはなれ不可他行事。

一 火事出來候者其當人を可致成敗候、取遁候者其主人を可行罪科其主人令逐電者(近所)あり三間(軒)之者可爲曲事。

一 博奕雙六可令停止之事。

一 喧嘩口論、不理論非雙方可致成敗事。

付、他陣之喧嘩口論、火事等有之共、夜白共之我陣をはなれ、聊爾之共場へ不可出向事。

一 馬放へからさる事。

右條々堅可相守之、若猥儀於有之者、武頭可爲越度者也、仍如件。

天正廿年四月 日

景勝卿記

慶長五年秋、徳川家康の會津征伐に際しては、豫て景勝の五將宛沙汰書に感奮して、將士一同勇躍戰闘準備をなし、決死の覺悟を以て出征したが、當時の軍令の如きものは何も傳はる所がない。

慶長五年九月三日、兼續は最上義光を征せんとして出軍の令を定めた。越國軍記、上杉家記

掟

- 一 第一武頭之不可背下知候、猥之者有之者立所ニ可令成敗事。
- 一 押前之時小道具迄仕固、腰差さそへき事。

附、或者備をたにし、或協道いさそました事。

- 一 ぬし／＼さふらい之儀者不及申、下々に至迄、高難談敵味方之沙汰、總而口立るらに候事。

- 一 弓鐵砲之者頸取へらに候、人を討放候者證跡次第品々を以て令褒美事。

- 一 武前よて鐵砲一ツ二ツ放事終るに、或はり、或ら筒よて持るらに、始より終まで鐵砲を役にたてる候、武主態々見分、糺明肝要之事。

- 一 相打ち敵働味方難儀之及び候ハ、助候共頸は本主にとらそるき事。

- 一 敵取出候共、武主下知なくしてむさと取出候儀、不可有候事。

- 一 陣所之儀場所之善惡よらに、渡候所に可陣取候、陣取前後左右きまいよ可申付候、第一雪隠之事。

一 陣拂者、總人數をし出、馬廻よりてしめ、總勢一度に可申付候、其以前ニ無左と火掛候儀そ有へららさる事。

一 晝夜共ニ牛馬放すはしを候、若むさと放候ハ、見合次第可取候、夜中馬を放、陣をさしか候ハ、中間可爲成敗事。

一 陣所前後左右へふしろき武見、敵間遠ニ候共、油斷いさそましき事。

一 馬艸薪取以下主ニ入念、方角をそららひ可遣候、兵士なき所へむさと遣はし、越度候者主ニ可爲曲事。

一 敵夜懸いたし候時、火をとそへらに、聲たてさへくゑらに、構の外へむさと出へらに、いろよも靜まり、態々聞合る候事。

一 武見之儀申付候外、一人も罷出間敷候、自然無下知罷出候者ニ可令成敗事。

一 川越之時、常之押前之よとく身拵なし、仕渡そへき事。

一 付舟渡りニ手切に可越候、努々他之手ニはしるへららさる事。

一 敵あいちろき所よてハ、はりに付身を隠し、敵を討へき心懸肝要也、むさと氣なけていさし、敵の的ニなり、不入所よて手負死人に成候者、從類共可令成敗事。

一敵を討頸取候とも、地形切角之所におゐてハ、頸を置て、虎口をせぬれを走廻るへし、分別第一に候、最前にむさと志さる頸かとり、虎口をせぬしへるゑらに候、但地形によるる候事。

付、分捕右同前之事。

一勝負事濟其儘人數可集候、分捕亂捕にかゝり、備に不付ハ、大小共成敗之事。

一大切之虎口よて手負死人にかゝるべらに、人により一人二人ニ而虎口さへ引除候ハ、打捨、虎口へ立歸り可走廻事。

一備之善惡、總てむさとしさる雜説取沙汰をべらに、申出る者有之と、其本くを糺し可聞事。

一侍以下之者、逆組々をいさし、其組中に或は逆心、或背法度徒者をせんさく、可申出候、他より聞候ハ、一組可爲同罪候事。

付、誼諱口論停止之事。

一振舞、一汁一茶酒一返たるへき事。

一博知、双六うつるらさる事。

一小屋をとし、其外比興事に立入り、手負死人にかり候ハ、從類成敗之事。

一其手く、に鉄鎌用、道橋可作奉行之事。

一上下によられ、腰兵糧可持之事。

一見物一切令停止候、自然有用所罷出候者、其頭へ何用之子細を以、何之方江罷出候と、暇を乞、可罷出候事。

一夜中無用所して他陣へむさと不可致出入事。

一陣中あやしき者出入、見合、次第可搦捕候、品によりて可令褒美候事。

一武前志さるくいるし、下知を不聞者を、たとひ被討候共、不可助候事。

一總而申合候行之時分、獨高名を心掛、拔調儀仕、行をせぬ凶事出來候ハ、其人令成敗候事。

一地形より前後差引不自由之巷よて、下知をまち指圖を以て聞候とて、味方之凶事を、見除候儀、不可有之候事。

附、猶虎口走廻之儀、最眞偏頗かく、見合候かりに可申上候、善惡共惜かくしに致し候事。

右條々堅可相守者也

慶長五年九月三日

此の軍令は、越國軍記によりて上杉家記に收められたものであるが、脱字が少なくないと見えて難解の所があり、且、條目の文句も、他の上杉氏の軍令とは趣きの異なる所があるから、後世大いに改變せられたものと思はれる。

慶長八年九月廿一日、發令して、士民を戒飭した。上杉年譜

掟

- 一 御奉行道之儀者不及申其下々町人地下人傍輩中におひても、堪きく之慇懃を成すへし、少成とも慮外緩怠を恐し、人によりろ、ま居か、ま振舞不可有是之事。
- 一 當座之喧嘩、口論ハ勿論跡々よりいろ様の遺恨有之中成共、互ニ相捨身命を全持、自然用所之時、抽忠節名をあくへし、但無據堪忍不成於子細者、可請下知、背法度爲私是非之儀申合候者、一類可爲成敗之事。
- 一 知行扶持切米共相當之軍役可勤之、以衣食不措切分別專一之事。

一 奉公之透ニハ、武藝之嗜、武具馬具鐵砲道具之拵、世慮之持、万事ニ付不可油斷、友を語ひ遊山見物可爲無用、無用所人へ出入し、徒ニ日を過す間敷事。

付、妻子ハ自分之營を以て過身、軍役之助勢ニ成程のかせき可申付、茶酒ニかゝり、神社佛閣ニ參り雜人坊子、盲目ニ近付、隣の者を語ひ見物をまろは急可去之事。

一 他家中へ交り參會一切かす間敷候、自然親子兄弟有之て、音信成共御家中之是非を告知せ、後暗通融すましき事。

付、他家之儀ハ不及申、於傍輩中、若者と懇切、總而頼母敷道之申合、万事ニ付て徒黨立不可有之事。

一 無道、狼藉横合、非分、最風私相撲、腕立、大酒強狂言、博知、雙六、堅可爲禁制事。

一 自然爲用所他出之節、一夜共泊候者、組頭へ所用之子細、又ハ其在所を申置、可出事。

一 偽表裏、輕薄、公儀之噂、無益之雜説、あゝ口を立、君臣、父子、夫婦、知音之間を申妨る者あらハ、其座席を不遁證據を正し、是非を糺明して、諸人の見懲ニなすへし、若聞遁しニ致候者ハ、佞人比興之仕合、可爲同罪事。

一 組頭、其外年寄、又は役こもかゝるもの、無據有申付儀者、不似合用所成とも、不可如在事。

一主人を誹謗し、我より上の者をハ、猥ニ偏執して、我より下の者ハ賤ニ侮り、我儘ニ背法度者、親子兄弟成とも可申上事。

一主人兄弟不届之儀歟、又ハ道理至極之存分有之者早々以書付可訴訟、不申出而不可含遺恨、但有訴訟者一人出へし、摠而訴訟公事有之時、與力をなし、親類、知音を語ひ、不可結徒黨事。

一縁邊之儀、私ニ取組間敷事。

一親子兄弟以下、私ニ他家ニ遺す間敷事。

右條々堅可相守之、但、以無心得令奉公、自然難儀之節、義を違、命を惜ミ、色々巧惡事、柔弱之者を語ひ、雜説を云廻し、述懐を構へ、日來の口と志とを忘れ、不義をかすへき心中からハ、兼て暇を乞へし、少も有相違間敷候、至其際用捨成かたかるへし、只今能々極分別、以來奉公可相定者也。

慶長八年九月 日

慶長九年二月、米澤大町札辻を基點として各村の里程を定め、又市街四方の要所の防備を嚴にして不慮に備へた。(慶長九年十月と記するものもある。)

御固御定

- 成島八幡林 鐵砲三十挺
- 徳正寺林 鐵砲六十挺半分西向 半分東向
- 熊野林 鐵砲六十挺半分西向 半分東向
- 長町末 鐵砲三十挺

右之通可防、東へ廻候者花澤八町にて可防、山上通町にて可防、又東南へ廻候者六十在家にて可防、熊野林六十挺、笹野町、新町、猪苗代町、右垣町にて可防、笹野觀音林に六十挺可防、諸口鐵砲を以て可圍者也。

内固

鷹匠町頭一本橋の處、土俵にて築上、堀口へ水を流し入、色部裏へ流し、荒町口へ可通、又南ハ常安寺前を福王寺前より堀口へ流し入、段々志駄裏より平林裏龍町の川へ可通、目付口にハ鑓にて可固、是にて馬の足不叶、左様心得可被中也。

慶長九年二月

直江山城守執達

右之外、米と塩を貯可申、左候ハ、數年働之處自由也。

此外年次は不明であるが、兼續は上杉領内の要所に田屋といふものを置き、之に櫓を設け、將兵をして田島の間禦進捗を監視せしめ、同時に街道筋の守備を兼ねしめた。今の米澤の他屋町も其跡だといふ事である。米澤雜事記

九月某日、吉川總兵衛及び和泉屋全右衛門を召致して、鐵砲を鑄造せしめた。(其詳細は兼續と砲術の題下に記す。)

此の年十一月、兼續は將士をして丸田九兵衛の砲術を愈々琢磨せしめ、鐵砲師をして鐵の剛柔・藥の輕重を專致せしめ、又鐵砲稽古定を作つた。(詳細は兼續と砲術の題下に記す。)慶長十二年八月二日食祿千石に對する軍役の制を定めた。

定

千石之付而道具十人宛召連候品之事、

一鐵砲 六挺持筒共

出立ハ、ひら笠ニ金の丸左右ニ、

木綿一重をり半袖、紋ハうしろニ望月を大きニ、地ハこき淺黄ニ、

一鐘

參挺

太刀打四尺金鳥毛さき、

出立ハとあり笠、金の丸左右ニ、

をりハ鐵砲衆同然、

一旗

一本、紋ハ思ひ々々、

千石の外ハ小旗の代ニ鐵砲可被爲持候、

以上、

慶長十二年八月二日

三公外史、上杉家記

此の年十月、景勝令を發して再び士民を戒飭した。

掟

一屋形様被召仕衆之儀者不及申、其他家中町人百姓傍輩半におゐても、万事に付て慮外之振舞無是、如何にもいんきんをつくすべく候、縦海道候共、我は道之惡き所をよけ居候て、人をは能所を可通心得肝要之事。

一喧嘩口論堅可停止之事、自然人々々々無理仕懸候共、其人とハ一切不相構候て、子細可申

上候、自他家共に直に理り可申分候。若背下知を私として是非申越候ハ、一類可爲成
敢事。

一知行扶持切米共ニ軍役奉公之身持以衣食不摺切分別專一之事。

一奉公之邊にハ武藝之嗜、武具、馬具、鐵砲道具拵、或世慮之かきき^(セカ)、万事ニ付て不可有油斷
友を語らひ遊山見物のため、無用所人の所へ徒らに日を過す間敷事。

付、妻子ハ自分の營を以身を過、軍役之助ニも成程のかせき可申付、茶酒ニかゝり、神
佛寺参り、みこ、雜人坊主、目暗に近付、隣のものをかたらひ見物にまかハ急き可去事。
一他家中へ交り參會一切かすましく候、自然親子兄弟有之ての音信かりとも、御家中の
是非を告まらせうしろくらき通用をましき事。

附、他家之儀ニ不及申、於傍輩中に、若物と懇切、摺而頼母敷道之申合、万事ニ付而徒黨
達不可有之事。

一無道、狼藉横合、非分最員私相撲、腕立、大酒、強狂言、博知、双六不可打事。

一自然爲用所出候時、一夜泊候ハ、組頭に用所之子細、其在所を申置可出事。

一僞表裏、輕薄公儀人之噂むさとしたる雜説、あた口を立、君臣父子夫婦、知音之間を申妨

る族あらハ、其座敷を不遁、證據をたゞし、是非を糺明して、諸人の見懸にかまへし、若聞
のかしにいたし候者ハ、佞人比興の仕合、則可爲同罪事。

一組頭其外年寄、又ハ役こもかゝる者、無據して申付候儀、よおいてハ、縦不似合の用所也
とも、不可如才事。

一主人之噂をそしり、我より上の者をハ猶偏執して、我より下の者をハ賤めあなつり、ハ
ろ儘ニ背法度者、親子兄弟とも可申上事。

一主親方不届之儀歟、又ハ道理至極之存分有之、早々以書付可訴訟、いとすして述懐を
含へらそ、但、訴訟あらハ一人出るし、總而訴訟公事有時、與力親類、知音を語ひ、徒黨立
ましき事。

一縁扁之儀、私ニ取組ましき事。

一親子兄弟以下、私ニ他家へ遣間敷事。

右條々、堅可相守、但無心得を以令奉公、自然難儀之時、道を違、命の惜さにあらぬ徒事を
たくミ、よハ者をかたらひ、雜説をいひめくらし、述懐をかまへ、日頃の口と心差とを忘
ま、不儀をかまへき心中からは兼て暇を乞ふへし、少しも相違有間敷候、其際ニ至てハ

用捨成かさかるへし、只今能々分別を究、以來の奉行可相定也。

慶長十二年十月 日

越國軍記、上杉編
年文書、上杉家記

慶長十八年八月、常陸の人馬術の達人、人見下齋入道宗次を總監とし、兼續(重光)以下將士各役に就き、城北白子社東に馬埒を創築した、埒長さ三町、植るに松櫻を以てし、館を置き、松櫻館と命名した。

掟

- 一可先師之教恭敬事。
- 一於同學中、次第之禮節可用温和事。
- 一以己之所能、莫謗其不能者、以己之不能、莫妬其所能者、唯務可專稽古事。
- 一乘方得失之外、不可語世間之是非事。
- 一不依新舊、含遺恨、不可致口論事。

以上。

慶長十八年癸丑十一月十九日

上杉
年譜

兼續は八條流の馬術を學び、後には人見流を學んだ。彼が手抄した八條流馬術書數卷が傳は

つて居るが、志賀頼太
郎所藏上杉家には兼續自筆の「人見流秘覺集」五卷百六ヶ條が所藏せられてある。

又、先きに慶長十四年七月十九日、猪苗代組高野七郎右衛門を江戸邸の厩馬方となし、幕府の

厩馬方桑島萬喜に就き、其術を習はしめた。直江山城守書
留、上杉家記

慶長十九年十一月、大坂陣の時には、京都山科に於て、左の軍令を發布した。

- 一押前左右二前後を定、小旗ハ武主を付、定所ハ肝要也、鎗ハ石付持、肩先にて歩く出、立(ミカ)
- ニ持、べし、鐵炮、玉藥、火繩、念を入持、肩を立、直にひとしく放樣、心懸、手次は遠くなく、近くなく、勢より分別をせし、歩行ハ遅あらば早あらば、但し、時宜によるをせし。
- 一船橋切所ハ備を立、悉越(マ、)波濟と越をせし。
- 一山陰谷合、森林深草、あらば、敵の伏有べき事、おもひ、見合可打取、心懸事。
- 一陣所相定、公界道之外、自由爲め、小道具を付、出入をせし。
- 一晝夜共、我々陣所離をあらば、用事なくして、出る事一切停止、夜中、至りて、急用ある時ハ、火を燈し、行をせし。
- 一或ハ喧嘩、口論、或は牛馬放、火事出来、陣中騒立時ハ、其所ニ心を付、改專要也、備守也。
- 一主人組頭討死之時ハ、其組子(被カ)彼官一所討死をせし、但し、所よるをせし。

- 一 敵五人十人討べき速、一手をまゝし、味方の凶事を招事あるをあらば、ふとへ思のまゝ利を得候共、御下知を背き候ハ、成敗するをき事。
- 一 鐵炮晝夜鍛錬之上、玉藥、火繩以下念を入、風雨水を渡りても、放すにき嗜肝要之事。
- 一 鐵炮之者、組の多少によらま三ヶ一つ、放すへし、まゝ三ヶ一ハ放を内ニ、初放之もの藥を次、何時ニ而も三ヶ二ハ放さるもの有之様ニ心懸肝要也、一度に放を事有るあらば、但し時宜よるをし。
- 一 鐵炮之者、手下ニ而敵を打候共不可首取、逃追行候時も鐵炮持、手拂次第討捨をし、鐵炮を捨候もの、如何様の手柄致候共、可成敗事。
- 一 戰果て備を入候ハ、諸道具最前之とく手を作るへし、就中、鐵炮之者其儘放とくに拵持て、打入をき事也。
- 一 敵討取、或ハ手負死人を□□と號して、未だ戰終さる以前ニ、其虎口を不可去事。
- 一 合戰ハ敵働ハ助候共、頭ハ初太刀之者ニ付をき事。
- 一 首を取候事、鎗下ハ相定、褒美有をし、追打ひらひ首ハ不可爲手柄事。
- 一 間之遺恨を以、傍輩の難備の凶事を見捨をあらば、智知普好心を以、備之作分無之、助うへ

なすべあらば。

- 一 備を離き他交、いふ様之働をなしと共、成敗之事。(候)
 - 一 雜説虚言を以申廻さるもの有之ハ、聞糺候而成敗たるへし。
 - 一 上下ニよらば、備之徳方有之時ハ、愚慮不願言上可仕事。
 - 一 辻敵(歌カ)、高聲をへくらば事。
 - 一 人陰ニ明(松明カ)、松用意をべき事。
 - 一 人数三ヶ一ハ、武器、太刀晝夜共ニ可有之事。
- 以上。
- 右之通堅可相守者也。

掟

- 一 對亭主申分無之、律義ニ萬事可念入事。
- 附、火之用心之事。
- 一 御公儀之取沙汰一切致間敷事。

- 一無據好有之共他家之者へ寄合、一切之停止之事。
- 一京大津其外在々へ用所有、人を遣候とも、横目付可差越下々有用所者、主之組頭江不相届而出せへあらざらば。
- 一無用所して町家在郷へ不可立入事附、大酒一切停止之事。
- 一夜中ニ至りては、一切陣所を不可出事。
- 一喧嘩、口論、人々をえあけらまざる様、不可嗜事。
- 一押前之中、人夫其外他之衆へ交り候者、御法度之趣、和らかし理り候而可除之、少しも強氣致間敷事。
- 一押前ニ而直道、脇道致間敷事。
- 一おし込之時も他之手ニ交らば、其手ノくゝ小奉行を付、可有法度事。
- 一武頭之下知を不待して陣不可取事。
- 一押前之内、備をそづし、自由致へあらざる事。
- 一鎗、鐵炮、具足、笠、母衣、持道具、損さまへからざる事。
- 一道中ニおいてたむこ吞へあらざる事。

一陣屋之善惡によらば、宿奉行次第可居事。
 右之條々堅可相守也。
 慶長十九年十一月十一日 山城守
 元和二年三月、景勝は駿府に家康の病痾訪尋の途次、江尻に滞在し、風紀取締、他家問との事故防止の爲め、左の掟を發した。

掟江尻

- 一萬事ニ付而亭主と申分在之間敷事。
- 附、火之用心之事。
- 一無用所して、府中其外在々儀は不及申、當町中ニおるても、むさと被罷出間敷事。
- 一自他共、喧嘩、口論致ましき事。
- 一夜中ニ至ては、一切之宿之外へ罷出間敷事。
- 一ひさやままり、大酒仕ましき事。
- 一知普成共、他家へ出入一切停止候事。
- 一湯風呂停止事。

上杉家大坂
御陣之留

付、無據者は、他之衆をましむらす、入可中事。
以上。

江尻御宿 與三左衛門
山城衆宿 惣右衛門
府中御宿 歳十郎

直江山城守普留、三公
外史、歴代古案

更に三月十日、兼續(重光)は、江尻より遙に水原親憲に命じ、兵備を嚴にし、一朝事ある
の日に備へしめた。

一道中無違儀去六日御着、翌七日

兩御所様江御目見被成候、就中、大御所様一段御懇にて、去去年大坂表御手柄之儀迄
被仰出候、是を以御機嫌之御様子可有校量候、貴所事をも、節々被仰出候由、秋元但馬守
殿御物語候へキ、然者、其元御留守中、鐵砲武具以下無油斷御用意候而、自然御用之時分
御飛脚被遣候は、翌日罷立申由用意、貴所手前を始、各無油斷様之可被申付候、併爰元
何も御用之儀は無之候條、内々念之爲に申入候、路之御觸よかにて何れの用意之手間を取、

遅々候而ハ不可然候、爲其中入候、恐々謹言、

(元和二年)
三月十日

直山 重光

杉常州參

上杉編
年文書

元和三年六月二日、將軍秀忠上洛し、四日、景勝將に上洛せんとして法令を領ち、七月江戶
を發し、廿一日大津に館した。

掟

一御公儀之取沙汰、善惡之よらば、一切致間敷事。
一喧嘩口論、人よまろけらまざる様之每事慎、海道舟橋等までも、人を先立るやうに可致
事。

一無用所して町あそび致ましき事。

付、湯風呂傾城屋をゆり停止之事。

一自然火事等有之者、武頭組頭の差圖無之者、一切罷出間敷也、勿論夜中ニ至りてハある
きを可停止事。

一宿々善惡之よらす、宿奉行次第可居事。

一 對亭主申分無之様ニ、律義ニ万事可入念事。
付、火之用心之事。

一 海道通脇道、ひさやそまり仕へらば、

付、馬沓草鞋を求候とも、押買或者惡錢をうち律くる儀可爲曲事。

一 御供之道中、高聲、高雜談可爲狼藉事。

右於違犯之輩者、可處嚴科者也。

元和三年六月四日

元和四年七月十三日、景勝は米澤に於て將士に令し、軍備を警備し、不慮に備へしめた。

三公外史、
景勝朝記

條々

一 御軍法、大細共、堅可相守事。

一 御備方、吉凶共、存候通其外上下之唱、前方可申上候、惡事出來以後、誹謗之沙汰、佞人罪科不輕候事。

一 萬事付而、雜說申出者、於有之者、不移時刻致糺明、其法度可行之事。

一 總而御家中之爲、惡事見除^(のがし)、聞除致聞敷事。

一 自然用所之時者、組中相談、考得失、宜方付而可行之事。

一 萬事兼日堅申付、自然不屈之者有之者、前方可致言上、御用時越度出來者、申分不可有之事。

一 自身急度相嗜、組中相誠、無油斷處肝要也、無由存遺恨、佞人不可有之事。

一 或理不盡出短慮、組中成不和、或溫和過而可理事不理而、凶事出來而者、可爲曲事之事。

一 鐵砲者、不限大小筒、其外諸道具、丈夫拵置、於武前御用相達候様、不斷稽古嗜肝要事。

付、玉藥十文目以上者、一挺付而百放宛、五文目者、一挺ニ付三百放ツ、可所持事。

一 槍二間之中、身柄共、入念丈夫申付、長陣不損様可用意之事。

一 馬上武具、無結構、見所好様、丈夫可拵候、無用之費致之、損一風、重而不立用様候事、可相止

候、腰差打物、目立候様ニ可心懸事。

附、歩行者笠、母衣、腰差輕薄無之、實目ニ可相調之事。

右條々堅可相守者也。

元和四年七月十二日

三公外史、上杉
年譜、景勝朝記

元和五年五月八日、將軍秀忠上洛、同月十三日、景勝も上洛して、勸修寺に館し、法令を在京將士

に頒布した。

法度

- 一 御京中、留宿之亭主、万事ニ付而申分有之間敷事。
- 一 作毛有之田畠ニ足踏之儀勿論、竊空所なりとも道々之外一足も不可立寄、況菜園くさ物類一切いろふましき事。
- 一 晝夜とも無用所他出致ましく候、自然無據用所有之者何の方へ何の用にて罷出之由組頭ニ相届可罷出、但、いろやうの用かりとも、他宿有之ましき事。
- 一 遊山見物、町立、一切可停止、内々までも大酒、及六類之勝負之遊致間敷事。
- 一 火之用心堅申付事。
- 一 秣取候事、在所の者と相談を以、或ハ馬一疋ニ付而、或は鎌一丁ニ付而、定代物、名主々々の札をもたせ、可取事。
- 一 世上の取沙汰雜談以下、家中の是非一切申間敷事。
- 一 火事大風自然之儀有之者、御宿へ可相詰者ハ相詰、其外ハ組頭の下知次第可相働事。
- 一 諸商買往來のものニ對し、押買路ふせき仕間敷事。

一 主人、下々共ニ、律義ニ御法度を不相背(歌舞伎)かふきたる風休仕間敷事。

右於背此旨者、不論理非、可爲御成敗者也。

元和五年五月十三日

上杉家記、
景勝卿記、

第三節 兼續と砲術

兼續は當時に在つて最も精銳の武器である鐵砲の鑄造及び射撃の練磨を奨勵し、慶長九年豫ねて伏見に在つた時、景勝に従つて所々歴覽の折、盟約ある良工和泉國堺の和泉屋松右衛門・近江國住友村の吉川總兵衛を米澤に召致し、工場を關村高湯に設置し、鐵砲を鑄造せしめ、各祿二百石を給して其の徒弟と共に城市に居住せしめた。今の鍛冶町である。火藥・軍器を調製せしめて不慮に備へた。

一 鐵砲ハ張者江州の者總兵衛堺の者松右衛門と申者かれら兩人ハ大工ニて鐵砲張申候、鍛冶十人計有、鍛冶町(申脱カ)と所ニ罷在候か、かれらも年々拾匁筒、十五匁筒、廿匁筒、三十匁筒、御用次第ニ張立申候、右兩人ハ智行貳百石宛被下候、殘者共御扶持計、役鐵砲の外ハ、何挺張申候共、作料米被下候、又金具は、白金や御免町と云所ニ罷在候か、請取、それく

之御作事次第候也。

一鐵砲の玉藥并塩硝ハ、白河岩城相馬より年々ニ買集られ候、鉛ハ越國筋方々より買調又當國ニても掘候ヘハ買置被成候、扱藥ハ慶九之比より夏冬の嫌らいかく御足輕甘人にて、からうすにてふませらるゝ奉行ハ鳥山修理と申仁也、夏の土用ニは、藥をふみきり拵へ仕候、即三の丸ニ、藥藏三間はりて廿間ニ作らせ、藥をハ大こかいくつ共なくゆせ入しかと請入置申候、實ニ之此迄廿餘年々合申候。

一武器馬具、鎗鐵砲、弓矢萬事諸道具細工人二十人許にて慶九比より年々細工仕候、右細工人衆へも貳人扶持三人ふち宛ニ切米被下、毎日罷出、御細工仕候、此奉行は高橋清左衛門と申仁ニ候、是もこの丸ニ細工所として御座候。

と、當時の武器製造の事が景勝卿記に記載せられある。景勝卿記
同年十一月、兼續は鐵砲稽古定を作つた。

鐵砲稽古定

一師匠之教ニ能々念を入習覺、自初條、極意迄傳受して、毛頭不可背法度、師傳を請す、遠近をもあらば、藥積ヲ推量ニ致し、狼ニ打者は公界之參會ニ放させ間敷事。

一鉄炮教候事、其身深く思入致執心、元より人もかい／＼敷可奉用者、この極意迄不殘可教之、自然最良之者として、役こも立間敷もの、覺悟も不定、鉄炮執心もせず、軍役一通ニ存者、この教、極意者可爲曲事之事。

一調藥入念能方にて我と合覺、筒相當ニ料目を覺、あい玉を拵可嗜之、修羅星前藥積可爲同前之事。

一口藥如何も念を入、不輕不重能法ニ合、雨ニ逢ても、不苦様ニ拵、人物を入念可持之事、一火繩、我筒ニ合せぬとからば、細あらば、立消不致様ニ、雨又水ニあひても、役ニ立候様ニ拵可持之事。

一平生臺金物ニ入念、引金の味ひ、あひからば、さとからば、能程ニ拵可嗜之、自然無嗜、又疎略ニ持候者ハ、念ニ筒可取返、筒自分ニ嗜者も、一樣成とも、無念ニ候者、爲打間布事。

一組／＼之内にて、互ニ直し直され、みろき合、上手ニあらんと可嗜、我ハ不器用ニ而、人をあなつり賤め、不爲習雅意を振ふ者あらハ不及申、摠而役も難立不心得かる者を、ハ、念と組を離すへし、いたつらニ未熟者かくし置候者、組頭之儀者勿論、組中迄可爲曲事之事。

一 公界晴業之時者其場にて借筒を以て不可打、勿論秘藏之持筒ハ親も子も不可借候、就中種子嶋ハ一放成共人ニ不可借事。

一 星打候時、玉薬借引一切可停止、自然武前無據處までハ可依時宜、如何も律義ニ返辨可仕候事。

附、口薬同前之事。

一 薬をつきてららハ筒持様筒先を空へおはへし、續人の不居方成とも横一不可持之事
一 打物有之時ハ、星人鳥獸ニよらす、筒先を押あつると、少も違ハぬ様ニ持、あをち成共
まつれぬ様またしおむる事。

一 我薬を續りとも、手をはかき程をへて打ハ、かるかをさし、二重つきを可入念、況人ニ
薬をつかせ、其儘打事ハ卒爾也、卒爾故あやまちを仕出たらハ、可行罪科候事。

一 口をばかり立、火渡らぬ時と、引金ハ落て口薬もたぬ時の仕置、いかも静一筒先を
空へおし、下ニ居て、火皿を拂、能念を入、筒先を空へおしたる儘、て脇より一時も片時
も其儘可居、お様之處無念からハ、侍ハ改易、以下之者可爲成敗事。

一 物を打時、筒を顔ニあつると、いきあい程、拍子位を肝要ニ可嗜之、すりおけ、漏下け、長さ

め見苦敷、公界晴業ハ、物當りとも共一、可嫌之事。

一 公界まで打候時ハ、上下共よらハ、一放より外不可打之事。

右條々、大形如此之類、能々可嗜之、但、如何様の上手ニ成候共、鳥獸星の用ニあらハ、武前
まで、鋪下一放之嗜、肝要也、鉄炮之師匠をもする者、人を預り、武主さる者ハ、時宜より
て、可有、捨、鉄炮役する身まで、肝要の一放、打間敷者ハ、急き鉄炮を止て、手取へから
ハ、たとい押而持ても、用ニ不立者ハ、臆病の名のかれ間敷者也。

慶長九年十一月 日

上杉年譜、
登時卿記

上杉家が當時如何に砲術の研究練習を奨励せしかは、同家の「鐵炮一卷の事」を一讀すれば
明かである。

鐵炮一卷の事

一 越後より若松へ御國替の刻、先方衆諸半人御かへの時、鉄炮の師匠を仕者らへ可
被申とて、駒木根右近小川藤次月岡八右衛門と申者かへ被申候、いづれも、おもひお
ひニ弟子ニ罷成、けいこ仕てん(天寧寺)、瀬澤と申所にて鉄炮を打申候、その刻(伏見)ふし
御上落(洛)て御のやり刻とは、さニ種り嶋と申鉄炮被及承候處ニ、則種り嶋と申所にて

内六兵衛と申鍛治(治)より申由承およそれ法度のでつまう候を種々手を廻しぬせ
いささせ買取可被申由よて五三兩六七兩宛買取被申右之師匠弟子共ふし大龜
谷とこのこい塚にて星をうち見申候へとも終に鍛鍊不參候其後右之師匠其外志駄
兵八河原田弥次右衛門おん瓶平六なと申て能打申候者共秘藏被申候其内伊藤平
六志駄兵八是二人のハ主秘藏被仕候勘左衛門張の鉄炮一挺宛いさし被申最上御陣
へ馬の脇に控ま被申候御一らん過申右之師匠仕候者共御暇被下候ておもひくこ
牢人仕候右之内下手のハ御座候へ共駒木根の弟子およく取御家中の御鉄炮能々と
りろい申に付而一段と被申駒き糸を止め被申候又御ふたい(唐人)と式部太夫と
申者御座候つる是ハ先年越後にて申候其地代(時)に罷有候川田玄番(番)と申者御座候
つる是も鉄炮うち申に付而(播磨)より(宮)留伊賀守居申時分けいこ仕候へ由にて金子
一敷(枚)大鷹一(居)と遣被申弟子いさし被申候其時九星之浦星と申をけいこ仕罷下候
其後遠物をそ少宛も玄番同子共からてはうち不申候昔ハ百間をそやまと申候て放
し不申候川田子共の監物小吉新二郎其外子とも四五人御座候つる小吉と申ハ喧嘩
を仕爰元にて申候同玄番も煩て申候そのうち監物新二郎五左衛門監物

子平三郎いつきもめし控ま若松藤三郎殿へかけ落申候其後高湯までつてつて
させ被申候時高山三瀨式部鉄炮を放申由聞及被申三町にて二人の者をめし出しう
させ被申候時たろ弟子と尋被申候へて三瀨式部稻留流高山ハ川田監物流と申候處
に彼者ともハ一人もろいく敷弟子をも取不申御家中のつてつてつてつてつて
申其上物をもえらぬ者の流いつきの御用に立候はん二川田流と申さるとてそかを
控らせ被申候

一其刻本田安房守罷下田付一流打申由にてちまん仕申候山城高湯にて小性(姓)の者とも
に種々嶋を様々うさせ見被申候安房守も小性の内を十人程すくり種々嶋をうさせ
見被申候其比實相坊と申出家山城すき申に付而鉄炮をそらせいりやうこも打出し
申たきとてられらまで打見申候へとも其刻鍛鍊不參候故表をそんさしあやまちを
仕ろいく敷不罷成候又薬の方よてさし矢に參候由申てがらの薬ともおもひく
に合申候て見申候へ共是も無之事候へて終にすさり申候其後いつきも鍛鍊控ろ
まつらてハと申ちろらの御座候者を取出しうさせ申候へともてつてつてをかけ表を
控きろしうち申儀罷成す候扱ハがいくよも不罷成ちうきんとそんしやハらろ

に打鍛鍊いさし次第くこちいさし只今ハ子ともまでもかんかくうち申候、先年ふしミ丸田九左衛門罷下、此方ニ罷有候時分、春日衛門とりたて申、山城ニ此由申、てつごうを申付候、其後何共任、遠物うちいさし申やうこと被申、玉葉たくさんこあつけ被申、小國手の子にて横目を付うさせ見被申候へ共、終こいく敷玉行無之ニ付而、すたよ申候、安房守田付一流の弟子ニ御座候ニ付而、遠物を所望被申候處ニ、其刻拙者儀安房守ニ付申居申に付而、拙者式をめし伝き、内うち爲仕見被申候へ共、是もろいかい敷不參候ゆへ、松本久太郎と申小性の者ニ金子五數爲持、田付所への不せ被申、もし殘し置儀も候ハ、彼者ニ不殘相傳くま候へよし、頼被申ニ付而、少のこしおき候通相傳申、罷下、けいこの通打見申候へて一段能參候ニ付而、山城ニ見せ可申由、被申候て、八町をうさせ被申候、拾々筒あらし清右衛門、十五々筒松本久太郎兩人こうさせ被申候、その刻拙者儀様子候て山城前へ出し不被申候ニ付而、拙者ニハ不被申付候、安房守うち不被申候儀ハ、もしあしくも參候へて諸人のおもはくいろと被存、うち不被申候、もし兩人の者あしくうち申候さ、主の打見せ可申由、内々の談合相濟兩人ハうさせ被申候、刻、遠物能參候ニ付而、山城不思^(審カ)を立、横目を付ミせ申候處ニ、いつりかく三放

め、あらし清右衛門中申候、安房守よろこひ申、清右衛門ニ承うひとして代物一貫文いさし被申候、其後山城相傳申さきとて平八^(直江景明)刑部主膳、内匠、九左衛門、長左衛門、五六人安房守弟子ニ付被申候、其時安房守談合被申候ハ、とろく大事をゆるし申事ハいやと被存、又少々相傳よてはてつごうのかんこも罷成候間、相傳仕儀罷成間敷とて、延々ニ任さし置申候、その刻拙者ニ持筒をもあつけ被申、あいてをも仕ニ付而、書物あつけ置被申候、拙者儀をも弟子ニ可仕由にて、起請をろせ、書物のこさそくき被申候、安房守か實ろへてしど申時、山城方々拙者の儀、ふさいの儀ニ候間、とまり候へよし、内分ニ付而、安房守手前を引切申處、今井彦兵衛もあつけ被申、あつろい所和田村ニさし置被申候、山城さうしんのでつごうま候間、書物を池田甚右門を以て山城ニ見せ申候、則出し申候ハ、鉄炮のせんさく可申付由被申候、又其後御上落の刻、逆の儀ニ候間、方々てつごうの上手ニけいこをも仕、御家中の御鉄炮の指引をも仕様こと被申付、けいこいささせ候、其後罷下、九左衛門流、清水高山山田流かと、申、山城すき申に付而、うち申候主も出ミ被申候、其刻拙者をて信夫、こさし置被申候處ニ、早々罷のり候へ由被申ニ付而、夜中ニ此方へ參候處ニ、一放のそみのよし被申付候、御家中過半弟子ニ罷成候

刻山城直ニ申様ニハ、九左衛門儀は兼而居申者ニ候間、弟子をも残し置、あはれおき申候へ由被申付候、尤と申、九左衛門弟子過半残し置申候、兼而弟子ともニ手前をもち爲仕うさせ申候ハ、可然候を、俄の儀ニ候へて、相傳申儀不罷成、拾町にて十人程こうさせ見せ申候、一段出来申候とて、よろこひ被申候、又其日八町を二三十人ふとようさせ申候へて、俄の儀ニ付而、不出来ニ御さ候つる、其時ろうしや成者を廿人程すくり、手前をいさせうさせ申候へ由、被申付ニ付而、きんミ仕、其後うさせ申候へて、玉行も一段、御座候、其後ハいつきも鍛鍊參候へて、同前こうち申候、

一大筒の儀ハ、跡々米澤ニ無之候得て、うちやう万事被申付候處ニ、鉄炮屋惣兵衛五十目筒を一丁若松を取寄申、山城所へ持參申、よろこひ被申、拙者ニ被申付候を、則六町ニ而二放打申候、玉行もよく參候へて、よろこひ被申候、きとくニ惣兵衛大筒をとり申候とて、代物三貫ふりひ被申候、其後拾町にて見物可申由、被申ニ付而、うち申候へて、ミちんこそさけ飛うせ申候、其後惣兵衛口惜存、又五十目筒をとり持參申候、惣兵衛いよしへは大筒より申さる儀もこれかく候處ニ、此度大筒已下張可中心掛きとくと被申、山城前へ度々召出し、ころまを申させ、山城前能御座候つる、其後惣鍛治臺所へよひ被申、鉄

炮をとりさせ被申候、是ふもてつこうをすき申と、諸人のおもむくニ被仕候、就之惣かちとも大筒を張氣入申度由存候處ニ、又惣兵衛百目筒をとり可申由、先ニ申出候、賦山城よろこひ、惣兵衛所へ百目筒張申をミ申され、ざりとてからの由被申候、惣かち口惜存、其後ハいつきもとり可申由、とりたて申候、則御藏ニ入置申候、惣兵衛所へ參候も、諸人てつこうすりせ可申ため、又惣兵衛度々めしいし候も、諸人のおもむくニ被仕候、就其于今むこ兩人仕、御知行二百石取居申候、其刻忝右衛門と申らち、是はさる(堺)いの者ニ御座候、此方御鉄炮をやり申ニ付而、てつこうをもさせ罷下候を、いろいろ才覺被申、知行をいさしと、め置被申候、弟子かと有之間敷と被申、けんのふ者身うりかと四五人宛弟子ニ付、知行の外ニ扶持方をいさし被申、指置被申候、又九右衛門と申鍛治、是はひの、者ニ御座候、てつこうを百丁よりもちさせ申、あきかいニ罷下候筒をためし、買可申由被申、ためし見申され候へて、過半おまくさけそんし申候、可罷登躰ニ無之候へて、此所をも才覺被申、知行扶持方をいさし被申、惣兵衛同前二三人をかへ置被申候、其外越後御ふさいのちとも、こも扶持方いさし被申候へとも、山城にて申候て、鉄炮もすり申候へて、御(軍)くん役儀もこれかきこいらさる儀と申、修理貳人の

ろち知行をめしとかし、奈右衛門、九右衛門之七人ふちくきおき申候、其外のろちともいつきもふちをさかしし置申候、右知行取申ろちともは、御役儀てつそう百石ニ付而三十六丁宛張申候御役の外こそり申候へて、御作料を被下候、御扶持方の者ともは一人扶持ニ付而一丁宛こそり申候、是も御役の外は御作料被下候、山城申様ニはかち一人も、たいせつニ御さ候へて、ろけおち不仕候様こと被申付候而、不罷成者ニは、一石二石宛拙者合力仕、さし置申方も御座候事、

けいこのためにきんミ被申候事、

けろ

一あさおち、

一たちきへ、

一あい火綱ニ御さかく候事、

一てつそうかけ申事、

一玉不込、口薬込不申候事、

一火綱をけし、たちきへまゝゆてつそう入の方へむけ申事、

一極印かゝり不申候事、

一火ふさ取不申候事、

けろしてけろからさるゆるしの事、

一たちきへまゝさる時、少もどうてん不仕、星ニ控きあて心をまつめ、又口薬を込うち申事、

けろの内にて、心付ゆるし申事も御さ候事、

一口薬を込放申候てもかり不申候時、其筒を貴人の御方は不及申之、人の方へむけを、能

々取まま控をいさし歸り申候を、けろ内にも不め申、ゆるし申事も御座候事、

一鉄炮とはかし申時、そそふて次第をひかへ書付申事、せんさく如此ニ御座候事、

一うてかゝミ、腰おき、表のひつみ、身のひつミ、付ちろい目を打引、心足のふみくらい、惣身

悪所を能々ミとけ、其組頭へ此通悪く而直しうさせ候へ由、右申渡ためニ御座候事、

一いつきの組中ニよらす、よきてつそう上申下三段ニ心付仕、もし御せんさくのため不

書付さし置申事、

一あさり上中下の事、

一上手にて手前も能打申候へて、御不うひも上、

中のあさはりは御不うひち中、
下のあさはりハ御不うひちも下、

是にてたしかま申、上手ニ罷成度と申ためニ御さ候事、

一あさはりをして中同前の事、

上手にて手前よく打申候へて、數を打申程、中もおよく御さ候ふ付而、上手とあさはり同前ニふうひ被申候事、

下手はまくき候へて、たとへ中申候ても、數をまかし申内にききある物ニ御座候へて、あさはり候ても高下のせんさく仕候事、

一矢先横目の事、

あさはりさほさ中と申、きき矢を寄ニ仕、わりまよも可有之りと、横目を指置申候、御不うひの時も、少もいつりかく有のまよニ申上候へ由、申付指置申候、又角の大小も御さ候へて、万のせんさくのためよよこめを付申候、組中とても遠き近きときんミロキヌ申ニ付而、此横目次第ニ善惡を仕上申、御帳も横目判を控き、拙者持申候野帳ニひきくらへあい申候へて、拙者も判を仕さし上申候、ちろい申候へて、不念之由よて、帳をら

へし申、直させ申候事、

一秋の鉄炮ハ遠物をうさせ被申候、拾々筒十五々筒廿目筒よて二町三町四町五町をうさせ申され候事、

一春の雪山にては、小筒大筒よて一町をうさせ被申候事、

一曲尺の鉄炮の外にも、ぬろ山遠山へ被罷出候時ハ、小々性手明馬上ニよらす供仕候者共ニ、かくさミニ日々うさせ見申され候事、

一跡々は上中下をゑり引け、帳ニ控くりさし置申候、若上手御用之時のためニ控くり指置申候事、

一昔四十放曲尺の鉄炮打申事、
但、打きて、

一中比三十放曲尺をうさせ申候

但、三町にて角は六尺四方前後五間宛上三間下三尺、此外へ參候を外と申候事、

一毎年代官衆ニ申付、あろむとらせ申事、

一火綱うさせ申事、昔ハ一人ふ冊ひろ宛、其後ハ廿ひろうさせ申候、うち申候者共ハうち、

小性、手明、扶持方、足輕、是ハ自分の者までニ御座候、御公儀衆へハ不申付候、御足輕ハ其刻ハ只今のやうニ御ふし、己下あまり無御座候事。

一 毎日薬をさらせ申事、さき申者ハ御足輕衆之内年寄、他國の御くん役も不罷成者ニ申付候事。

一 春一度宛うち小性之者ニ玉いさせ申事。

一 先年若姿にて鉛無之時分ハ、鉄切玉銅うち玉をも御用意のためこしらへ置申候事。

一 跡々ハ在々にてゑんせうに申候、又御扶持方の内にも、に申候者御さ候事。

一 信夫をゑんせう買こみ申候事。

一 臺木在々ニきらせおき申候事。

一 馬上、扶持方、手明ニよらす、あつゑゑ火綱にてゑのひの緒くそく帶、荷物までろゝけ申様こと被申付候、是ハもし火綱ことろけの時分、御用ニ立可申心掛ニ御座候事。

一 雨ふりニ火綱きへ申時の爲、又ハ久しく火をもち申候ため、ろ陸こと申物をゑさくいさし、一日火有之ろとためし被申事。

一 昔江戸京へ御登の時分ハ、馬上荷物の内ニ御役儀の鉄炮八寸筒、玉薬ともニ持參申事。

并うち小性も同前の事、手明の者ハ八寸筒を腰こゑさき參候事。

一 馬上扶持方、小姓ニよらす、玉薬廿放宛、そやろろニ入、常こたしかき申事。

一 馬上役儀の鉄炮の外ニ、八寸筒持申候事。

一 侍衆跡々家中の者とも、二年ニ、一度宛うさせ被申候、大筒をとうちからい申、ろけ落おも可仕ろと被申、三、匁筒にて曲尺をうさせ被申候、もしろびことかと被仕候方へハ、二丁も三挺もうさせ被申たる儀も御座候、是ハ人をももち申されさる方へのせんさくのため、又てつそう鍛鍊のためにも御座候事。

一 拾匁筒不罷成扶持方の者ニハ、八寸筒をうさせ被申候事。

一 拾匁筒不罷成者ニハ、中筒五匁筒をうさせ被申候事。

一 鉄炮うち申者、他國へむさとおいうし、か不申候事。

一 跡々御守衆、御手明衆、曲尺を一度うさせ被申候、其後ハ終こうさせ不被申候事。

一 跡々六町七町八町打申候時分、小性、手明の内にて具をけいこ仕候、遠物ハ人の行來も不自用ニ御座候へぞ、矢先ニ具ふき一人、手前ニ一人さし置申、打申とさきへえらせ申時ハ、貝をたて申候、矢先にて合点參候とて、貝をあせ申候、それまで鉄炮をうさせ申

たる儀も御座候事。

一馬上ハ八寸筒を引替そくまろけ馬の上にてうさせ見申さき候、こそをさしぬら山へうち上り鉄炮をそかし申さる儀も御座候事。

一夜の物のためと申、やみの夜こちやうちんをあらしげいこのためこうさせ申され候事。

一跡々高湯にて鉄炮張申時新張を仕、此方へとつけきりもえ上こしらへを仕、御藏へも諸きう人こも渡し申候、此子細ハ在郷人足こすをやらせ申とく分と被申候事。

一馬上鉄炮張申事、一度そ手前ハ銀子を出し候へそ、其後ハてつそうもんし次第、古筒を御藏へ入、新敷そり立渡し申候事。

一御手明衆、御扶持方御足輕衆へハてつそうもんし申候へそ、張立新敷を渡し申候、古筒を御藏へ入申事、并十石廿石五十石少知の衆も右ニ同前之事。

一扇時ハ高湯、小野川、田澤、和田の入、夏ハぬら山、遠山、又笹野、山上、(堂森)たうもりにてうさせ被申候事。

一天下にて遠物を打申事。

拾町十五町十八町廿町うち申者、一兩人有之由とりささ仕候、此方よてもうさせ可申候へとも、先々よてををも不仕候へそ、町をうち申候てもいらさる儀と被申候、乍去、鉄炮の御家ニ御座候而、鍛錬のためふうち候ても置可申由被申候、大坂よていろく大筒ろけ申候へとも、程遠く候へそ、やくまさち不申候而、遠物を拾町ニ定、六町七町八町を能々鍛錬仕候様こと被申付候、是もいろくきんミ御座候つる、拾町の上の一町貳町ハ前の五町六町ハ玉の行きちろい申候、拾町の上の一町貳町ハ殊むつろしきニ付而、あまり遠物ハいらさる儀こも罷成候、色々せんさくの御座候事ニ候、其上種ろ嶋ハ中放外て臺掛ニ罷成物ニ候、近年是を山城造身ニ被申候、矢さほろいろきこうちのせ放申儀罷成處ニ、遠物の手の内にて矢さほろのせ打申事能御座候ニ付而、遠物をもうさせ申さる事ニ候、近年ハ終こうさせ不申候、諸人むつろしく存てつそうニ御座候事。

一不ろひいさされ候事。

度々いささき候内ニ、拾放の寸尺を控きのへ尺すくかき者ニハ、銀子十匁廿匁宛いたし被申候、尺おろくある者ニハ出し不被申候、けろ仕候者ニハ、似合の過役御座候事。

一三町にて二放宛見申され候時、もろ矢ニ金壹分、た矢ニ銀拾匁、もろ矢から近曲尺ニ打申者二十匁出し被申事。
一一町にて二放宛見申され候時、もろ矢二十匁、ろさや中ろさや近曲尺のうち申たる者ニ八匁、ろさ矢中ろさやなまろさやうち申さる者ニ五匁宛、もろ矢近曲尺の者ニ五匁ろさやへ中ろさや遠曲尺ニハ三匁宛、もろやかま曲尺の者ニ三匁宛出し被申候、其外ハいさし不被申候、其時一組ノ一ニ大出来仕候組頭ニ、一人ニ銀三數二數一^(枚)宛、予うひ被申事。

一組中の鉄炮ニけろ仕、不出来ニ打申者、當人の儀ハ不及申ニ、組頭知行取申候者ハ改易扶持方の者ハふちをめしむかし被申事。

一組中大出来仕候時ハ、當人ニハ予うひ組頭ニハ知行出し被申候儀も御座候事。

一組中ろ玉を一人ニ付而拾テ、又五ツ宛も組切ニ掛、他組ときミ中の多方へ、右之玉を取申儀も御座候、又一組の内ニてもろ矢の者、惣玉半分だけ取、殘る半分の玉をろさやの者いくたりニても等分ニ分け取申たる事も御座候事。

一足輕鉄炮うさせ申、せんさくニ知行取を矢先横目ニおき申、玉藥を鳥山監物、倉田甚助

こあけ被申、足輕ニ一放二放うさせ、惡をて指おきてつこうこも罷成者、ふハ十放も拾五放もうさせ、せんさく被申、不罷成者を玉藥だくかふいらさる儀、鐘の者ニ仕候へ由被申付候、又鐘の内ろゑり出し、御鉄炮ニ入被申候、只今も右之様子ニ候へて、惡御鉄炮おと御鐘の内へ入申候、御鐘ろ御鉄炮へ入申儀も御座候、御足輕ハ年ニ一度宛雪山までうさせ申候、數ハ拾放も、又右之せんさくにて、七つも八つもうさせ申儀ニ御座候、則玉藥御藏ろ被下候、玉の儀ハ、五つも六つも入り出し、御藏へ入申候、又時ニ一度もくき申儀も御座候事。

一御鉄炮の御座候剋ハ、組の中にて様々きんミをいたさせ、我の人のと申云分を仕を聞ぬよしにて居被申候、是もてつこうをきませ上させ可申ためニ被仕候事。

一鉄炮臺掛にてとめ申事、先年ハ不罷成候處ニ、様々其けいこも御座候、はんろと被申、あまゝ師匠をとらせ被申ニ付而、鍛鍊を以とまり申候手の内、拙者打出し申候、拙者京都ニ罷有候時分、此方の師匠ともとまり候手の内、御座候由、及承候、此方までいつきも其心を打申候て見申候へとも、不罷成候處ニ、九左衛門、拙者信夫ニ罷有候内、手の内を打いさし申の由にて、山城前にて打申候、俄の鍛鍊ニ候へて手のうちいさまあやまちを

仕弟子共も折角ニ存候つる拙者も信夫ノ罷越右之手の内ともうち申候てませ申候へときとくの由被申候其時被申様ニハ此末ハ拙者うち申手の内の通いつきの師匠もまよ申事無用之由申いさされ候其時臺掛の手の内六七ツうち申候てませ申候へて其外ニ打可申手のうち無之ニ付而高山流へ右之てのうちは臺一ツゆるしうさせ申候悪ハ候へとも九左衛門ニハ右之臺よてうさせ被申候是もきんを陸りまつらせ可然事をもうちいさし候らんると態ぎませ被申候是もたろい鉄炮あけ可申爲ニ被仕候事

一 兩御馬廻の内二人扶持の新御小性衆跡々玉藥被下うさせ被申候事

一 山城廣間ニ玉藥を置候處ニ皆うせ申候役人おんミつて爲申聞候へて一段けつこ
う成儀と被申又取いさしおき候て爲取申候へ由被申付候其子細ハ玉藥をぬをみ一
放もうちぢらい不うこうこもいさすへきためろとかんし入申され候いろ程もぬを
ませ數をも打申候てけいこも可參ろとのため又てつもうもあろり可申ろとの爲ニ
被仕候事

一 昔切米いさされ候事

鉄炮上ニ付而拾匁筒打ニ拾貳石五斗、人數十四五人程、

中ニ付而拾壹石、人數三四十人程、

下ニ付而七石八石九石、

一 中比上ニ付而拾石、

中ニ付而九石、

下ニ付而七石八石、

拾匁筒廿目筒打申者ニハ拾三石、

一 只今拾匁筒うち申候者ニハ五石六石七石、

俱御かち衆、

一 拾匁筒廿目ス打申御扶持方御手明衆拾石、

拾匁筒打申者ニハ八石宛此中大筒ハイ打申者ハ拾匁なみの御切米之事、

一 御隙之時ハ鉄炮や臺やまろろや御供させ被申候をし鉄炮もそんし可申ろとの爲

ニ陸ま被申候事、

一 先年御上洛の刻福嶋太夫殿御控いさうの時もし取籠申儀も可有之間御頼ま可被成

由ふしとの御城山城をめされ、大炊殿を以被仰出候時、則罷歸爲申聞候て、過分ニ可被存候、其上ろやうの御用こも立可申爲、近年鉄炮を鍛錬爲申、荷物までこてつごうをささミ被罷登候由被申上、則罷歸侍共と被申様こハ、近年鉄炮を荷物こそさミの予らせ候儀ハ、ろやうのためふと被申候、其上玉薬ハ此方ニ詰置候へて、御ことろけ候儀も無之と、ちまん被申候、其上馬の儀ハ大津馬を買取、一日のうちこも馬上を控くり候事ハ、やまき儀と被申候、其時ふさんてつごをもちせ被申事、いよくちまん被申事、

一 先年山城繁昌の時分ハ、夜白のきらいかく、鉄炮をはかさせ申候へとも、替儀も無之候處、こて申ての後、大炊殿内杉山御内分ニ申様こハ、あまり御てつごうを御うさせ候儀、いらさ候御事候、只今時分うき世も殊まつろ候、而間こも可然存候、上様思召もいろと申上候へて、左様こも仕候へとて、春秋二度の御鐵炮をろりニ御座候、まつたく大炊殿御内分こも無御座候様子御座候て、びきニ罷成候、委様子は存候事、

一 毎年入不申候鉄炮を張申事、いらさる儀ニ候へとも、算用仕、見申され候へて、年二百挺宛をさり申候ても、五六百石の御さうさニ御座候、たとへてつごうのめいしんを御かへ、千石貳千石被下候ても、一人仕いあるとのてきをろろし申へきよあらず候

五百石六百石にて、御家中一るんを鉄炮の名人ニ仕候へて、そくごくの御とくと被存此きんミを以、毎年てつごうを爲張、うろせ被申候、尤百丁の御鉄炮ハ五年こもすさり申儀ニ無御座候、并玉薬已下不斷合申儀も、ふろしき御さうさニ無之候へて、つごう同前ニ毎日合させ申事、

一心付の事、毎年の儀ニ候得て、度々の心付こもあらず候、惣ひきニ罷成者ふハ、左風一兩人こも心付被申候事も御座候、又まろり被申儀も御座候、つる、毎年の儀ニ候へて、玉薬万事入申ニ付而、あいよくこ心付被申候、万事心付之儀ハ、諸人のおもハくの爲計ニそちぞしやうをあて被申候、是もてつごう如在申さるためニ被仕候事、

一 近年被申付候ハ、數々年數を多うさせ候事、手前万事鍛錬の爲ニ候、大ろさ手前もろさまり候間、今が後ハ昔を捨、たとへて曲尺を不爲打、一放ニ放成、共あちくらを打覺、上手のきんミ可然候、たとへてかさいニ曲尺をうさせ、役儀さへ控とめ候ハ、と申、打申候ハ、數を打候ても、けいここも罷成間敷候、或ハ雨ふり風ふき、朝ハゆるくと罷出、晩ハそやく歸り、其身心面白く打申候ハ、一放こてもあちくらいニ可參候、たとへて數を多放候ても、役こも立申さぬ儀ニ候、何とそ仕、千丁ろ百挺百丁ろ拾丁十五丁ニすく

り、よく／＼あちくらいをうさせ、上手ニも罷成候者、千丁ニハまし可申候、何とぞ御奉公ニ右之通合点申鉄炮ニ仕入候へよし被申付候、就其跡々も如申上候、此せんさくを存敷すく亦くもくるしからざるよし申上候事。

一、何きの組成とも、御鳥打ニ入申儀、上手をぬき申付候、又鉄炮ハ弱候へとも、夜白をきらひそすき申者ハ、鍛錬參候物ニ候間、是も入可申由申付候、ぬきと申候へて、油斷かく心掛申付而、右之通申付候、とろく鉄炮を鍛錬申さる儀を仕入申様ニ御座候、此儀ニ色々きんを御座候事。

一、山城被申付様ニハ、惣御家中老若ニよらず、鉄炮を心掛、晝夜共ニすき申、けいこおもよく仕、御奉公おも可仕者於有之者、氣遣なく可申上候、馬上、扶持方、手明、足輕ニよらず、拙者口にて知行扶持方いさし可申由被申付候、たとへふさいの者成共てつそうぶをきろけ落已下、御奉公如在申者ニハ、鉄炮相傳申儀、堅無用と被申付候、就其誰ニよらずてつそう一道の儀ハ、拙者口よて相濟と存、夜白おきらひそ拙者所へ相詰申候、只今も鉄炮たいせつニそんし候者ともハ、晝夜出入仕候、是も御家中鉄炮油斷かきやうこいさせ度爲ニ被申付候、次ニ拙者鉄炮うち申事、師匠おも仕候へて、あしくうち申候てハ

諸人のげら仕儀もいろ、ニ候間、打申儀無用之よし被申付候事。

大日本古文書
上杉家文書

第四節 兼續の軍法書

兼續が七書を所藏した事は、第二章に記載したが、彼は此の七書等に依つて、兵法を研究し其の實戰に於ける體驗を以て、晩年「軍法全」を著はした。句讀點・反點・振り假名・線等は原本の儘である。

(表題)

軍法全

つ軍法

一、推行則、定前後左右之行列、而旌旗不亂、長兵不續、火繩不滅、不遠、不近、不重、不輕、寂而若無聲、行止應鼓矣、此謂明法、密令者也、不可不識也。

二、或船、或橋、過諸惡所、則、設前後之備、若臨戰時、而、諸勢悉濟畢、而可行矣、如此則、不見擊中途者也。

一、過山陰、谿澗、林木之處、則、必當察有伏兵、而、遮擊也、無遠慮、則、是所以難消、見欺孫贖者也。